

航海条例とスコットランド

川 瀬 進

目 次

- I. はじめに
- II. イングランドとの対立関係
- III. クロムウェルの侵攻
- IV. 航海条例とスコットランド
- V. おわりに

I. はじめに

イギリスといえば、当然正式にイングランド (England), ウェールズ (Wales), スコットランド (Scotland), 北アイルランド (Northern Ireland) を含むものである。いわゆるブリテン (Britain), あるいは U. K. (United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) = 連合王国のことである。

このイギリスという国名は、北アイルランドがグレート・ブリテンの連合王国に1801年に加入した以降に使われるべき言葉であって、それ以前、特にスコットランドがイングランドに合併された1707年まではお互い別の国であったから、使われるべきではない。要するに1707年までは、イングランド王国とスコットランド王国とは、別べつに述べられなければならないのである。そこで筆者 (川瀬) は、イギリスという言葉を使った場合は、1801年以降のブリテンあるいは U. K. を指すものとし、それ以前はイングランド、ウェールズ、北アイルランド、スコットランドというように区分して使いわ

ける。

これらの言葉の使い分けが正しく行われなければ、イングランドとスコットランドとの関係が正確に理解できない。たとえば、もし1801年以前、特に1707年以前を単にイギリス、英国というように使っていたら、そこには、スコットランドが含まれるのか含まれないのか、判断できないのである。そのような使い方は、誤りである。

この言葉の使い分けは、スコットランド人にとっては良くわかっていることなのである。なぜこのような言葉の使い方を、厳格なまでもはっきりとさせなければならないかという、以前にはそれぞれ別べつの王国であったというほかに、それぞれ対立していた王国であったからである。

その対立していた王国であったということを現在でもかいま見ることができであろう。それは、紙幣と地名である。

ブリテン島内では、イングランド銀行発行の紙幣とスコットランド銀行発行の紙幣とが流通している。このイングランド銀行発行の紙幣は、ブリテン島内共通に流通し、エリザベス女王の肖像が描かれている。それに対してスコットランド銀行発行の紙幣は、主にスコットランド内で流通し、スコットランド生まれで愛国心の強い詩人、ロバート・バーンス (Robert Burns, 1759-1796)、反イングランドの英雄である歴史小説家、ウォルター・スコット (Walter Scott, 1771-1832)、さらに1328年にイングランドからスコットランドの完全な独立をもたらしたロバート・ドゥ・ブルース (Robert de Bruce, 1274-1329) の肖像が描かれている。このように同じ国内でスコットランドだけの特殊な地域通貨が発行されていることは異様なことであり、そしてスコットランドが今なお、イングランドを受け入れない独立国であるというようなことを示唆しているようにも思える。

さらにイングランドとスコットランドとの境にボーダー州 (Borders) がある。これは昔の国境を州の名前にしたものであり、イングランドとスコットランドとは、別国であるということを、現在でも示しているように思える。

なぜスコットランドは、現在にいたるまでイングランドと精神的に統合で

きないのであろうか。筆者（川瀬）には、とうてい想像もつかないことである。だが考えられることは、スコットランドの人びとが昔のスコットランド王国を、最愛するがゆえに今日まできたのであろうということである。この考え方は、ほぼ間違えていないように思われる。というのは、スコットランドの人びとの“愛国心”が強ければ強いほど、イングランドとはとても精神的に統合できないであろうし、またイングランドとなにかことあるごとに、祖国スコットランド王国の栄光を持ち出しているからである。

このスコットランドの“愛国心”は、イングランドにとってどうでもいいことであり、ときには疎ましく思われたり、無視されていたのである。たとえば1650年に、イングランド生まれのクロムウェル（Oliver Cromwell, 1599-1658）によって、スコットランド領内に侵攻されたことや、1651年にイングランド政府施行の最初の航海条例によって、完全に不利益なポジションに置かれていたことから判明できるであろう。

なぜスコットランドは、イングランドのコモンウェルス（Commonwealth）時代のこの航海条例によって、無視あるいは冷遇されなければならなかったのであろうか。スコットランドにとっては、この航海条例は死活問題になりかねないほど重要な法律であった。

そこで本稿では、イングランドとスコットランドとの関係、特に対立関係を再確認するとともに、イングランド政府が施行した1651年の最初の航海条例、1660年の航海条例さらに1663年の航海条例において、なぜ同じブリテン島内のスコットランドだけが除外されたのか、いいかえるとなぜスコットランドだけが、多大な不利益を被らなければならなかったのであろうかを考察する。

II. イングランドとの対立関係

スコットランドの人びとは、紙幣にもみられるように無意識的に反イングランド感情を持っている。この感情は、どこかから、あるいはどのようにし

て培われてきたのであろうか。この感情の根本原因を明確に理解しない限り、いかえるとイングランドとの対立関係を正確に理解しない限り、イングランド政府が施行した一連の航海条例に対するスコットランドの立場が正確に理解できないのである。

だが、このようなイングランドとスコットランドとの対立関係を有史以来考察するのは不可能である。そこで王位継承問題を念頭に置いて、イングランド王国とスコットランド王国とが成立する前後から、クロムウェルの侵攻前後までを限定し考察する。それではまずはじめに、イングランド王国とスコットランド王国との成立時期を規定しなければならない。なぜこのような王国の成立時期が問題になるかという、イングランドにおいてもスコットランドにおいても、原住民の統一支配が行われていなかったからである。

イングランドにおいては、アルフレッド大王 (Alfred the Great, 871-899) やウェストミンスター・アベィ (Westminster Abbey) を創建したエドワード証聖王 (Edward the Confessor, 1042-1066) など偉大な国王たちが輩出されていたが、だれひとりともイングランドを統一するまでには至らなかったのである。そこで筆者 (川瀬) は、1066年にノルマンディーのウィリアム征服王 (William the Conqueror, 1066-1087) が、イングランド地方を統一したときでもって、イングランド王国の成立とする。というのは、ウィリアム征服王が当時エドワード証聖王の後、必ずイングランドの王位を継承するはずであったエドガー・アセリング (Edgar Atheling) とその妹マーガレット (Margaret) とを無理やりスコットランドに追いやり、彼がイングランド王位を継承した¹⁾からである。

スコットランドにおいては、マルカム2世 (Malcolm II, 1005?-1034) の直系の孫息子ダンカン1世 (Duncan I, 1034-1040) が王位を継承し、

注1) Adams, G. B., *The History of England: from the Norman Conquest to the Death of John 1066-1216*, in William Hunt and Reginald L. Poole, eds., *The Political History of England*, Vol. 2, Longmans, Green and Co., 1905, p. 8.

その結果4つの小さな王国ピクト族 (Picts), ブリトン族 (Britons), アングル族 (Angles), スコット族 (Scots) が統合されたときをもって, スコットランド王国の成立とする²⁾。というのは, 9世紀後期にスコット族によって東北地方に追いやられたピクト族の小王国を, スコット族が合併させてアルバン (Alban) 王国を建設したが, このアルバン王国もスコットランドを統一させることができなかったし, またこのアルバン王国が南部のブリトン王国と協力して南下政策を行ったが, これもスコットランドを統一させるまでには至らなかったからである。

このようにイングランド王国とスコットランド王国との成立時期を規定することができた。だが, このときもうすでに両王国が衝突していたのである。スコットランド内のアルバン王国とブリトン王国とが南下政策をとったとき, すなわち統一前のイングランドと937年にブルーナンバークの戦い (Battle of Brunanburh) が生じていたのである。この937年のブルーナンバークの戦いは, 1034年の統一後のスコットランド王国西南部の領土にあたるところで戦った。結果は, イングランド王アルフレッド大王の孫アセルスタン (Athelstan, 924-939) に一掃され, アルバン王国とブリトン王国とは大敗を喫してしまったのである³⁾。

次にイングランドとスコットランドとの王国成立後の対立は, どうであつたろうか。このことを考察するにあたって, 宗教戦争および王位継承問題, さらにイングランド政府施行の航海条例を念頭にいれ, スコットランド王の立場から順に考える。

スコットランドは, 1034年にダンカン1世によって建設されたのであるが, その後のスコットランドといえは, 12世紀の初めまで「おそらく貨幣制

2) cf. Lang, A., *A History of Scotland: from the Roman Occupation*, Vol. 1, Ams Press, New York, 1970, p. 53.

3) cf. • Duncan, A. A. M., *The Edinburgh History of Scotland*, in Gordon Donaldson, ed., *Scotland: The Making of the Kingdom*, Vol. 1, Oliver & Boyd, 1978, p. 93.

• Lang, A., Vol. 1, *op. cit.*, pp. 46-47.

度はなく、また都市も発達していなかった⁴⁾ので、軍事力の整備など行われていなかったであろう。その後、イングランドとの小ぜりあいによって、スコットランドは1296年から1306年までの間、併合されてしまった。この併合への不満が“愛国心”となってスコットランドはついに、1328年にイングランドから独立を勝ち得たのである⁵⁾。

このスコットランドの独立は、ロバート・ドゥ・ブルースの指揮のもと、フランス軍の援助をともない1314年のバノックバーン（Bannockburn）での大勝利の結果、手にしたものである⁶⁾。

だが、デイヴィッド2世（David II, de Bruce, 1329-1332, 1346-1371）治世になるとスコットランドは、エドワード3世（Edward III, 1327-1377）の野望的軍事政策のため、つまりスコットランドの独立を取り消し、今までどおりスコットランドを支配下に置く政策のため、イングランドから攻撃を受けるようになった。エドワード3世にとってこの政策は、父エドワード2世（Edward II, 1307-1327）時代に失った領土を奪回したいという意志からきているものであり、当然の軍事行動である。その軍事行動が1333年に行われ⁷⁾、デイヴィット2世は、不利な戦況を知りかつ身の危険を感じ、1334年にフランスのフィリップ6世（Philippe VI, 1328-1350）のもとに逃げ出したのである。

そこで、デイヴィット2世とフィリップ6世とは、このようなイングランドの脅威を弱体化させるために、共同で反撃に出た。すなわち、1337年にフラ

4) Davies, R. R., *Domination and Conquest: The Experience of Ireland, Scotland and Wales 1100-1300*, Cambridge University Press, 1990, p. 8.

5) Mckisack, M., *The Fourteenth Century 1307-1399*, in George Clark, ed., *The Oxford History of England*, Vol. 5, Oxford, At the Clarendon Press, 1976, p. 99.

6) Lang, A., Vol. 1, *op. cit.*, p. 224.

7) この軍事行動は、スコットランド南端、東岸部に臨む1333年のハリドン・ヒル（Halidon Hill）の戦いである。この戦いでスコットランドは、ベルウィック（Berwick）州をイングランド軍に奪われた。cf. Mitchison, R., *A History of Scotland*, Second Edition, Methuen, London and New York, 1982, p. 50.

ンス西南部のイングランド・アキテーヌ (Aquitaine) 領を没収し、さらに軍隊をガスコニュ (Gasconne) に進撃させたのである。この進撃に対して、エドワード3世はフランスに宣戦布告し、“百年戦争”への口火を切ったのである。

このときのエドワード3世の立場は、ペストによる人口の激減、および“百年戦争”による多大な戦費のために、経済発展を第1に考えなければいけない立場に置かれていたのである。その経済発展のためには、自国の生産物および商品をより確実に増加させ、そしてその貿易販路をより安全にかつより着実に確保しなければならない。すなわちエドワード3世は、海上権の必要性を認識せざるを得なかったのである。その具体的政策としてエドワード3世は、1353年の制定法でもって「イングランドのブリストル、カンタベリー、チチェスター、エクセター、リンカーン、ニューキャッスル、ノリッジ、ウェストミンスター、ウィンチェスター、ヨークおよびアイルランドやウェールズのいくつかの既存都市を、‘永続的な開催’ができるための羊毛、羊毛皮、鉛のステーブル市場 (=重要市場：挿入—川瀬) に命じた」⁸⁾ ののである。

国家政策として指定されたステーブル市場は、当然優遇処置として、生産物や商品がより安定にかつより安全に供給されるのは間違いないことである。その政策は、スコットランドを除いて、隣接するウェールズ、海外であるアイルランドにとっても同じことがいえる。いいかえると、その政策をより安全に実施させるためには、当然イングランド自身の陸軍および王立海軍が必要であり、その軍事力でもって、そのことを保障しなければならないのである。

この1353年の制定法は、イングランドの保護貿易政策において最も古い法律であり、1381年にリチャード2世 (Richard II, 1377-1399) が施行した制定法、すなわち“航海条例の前史”のもとになった法律である。

この1353年の法律においてスコットランドは、完全にイングランドからみ

8) Lipson, E., *The Economic History of England*, Vol. 1, Tenth Edition, Adam and Charles Black, 1949, p. 559.

て外国であり敵国であった。そこでスコットランドは、この法律に対抗するためにフランスの救援を求めた。このフランスの救援により、当時のスコットランドが政治的にも軍事的にもイングランドよりもより劣っていたことがわかる。またこのことは、1357年ベルウィック (Berwick) で、デイヴィット2世がイングランド軍に捕えられ、彼の釈放として対イングランド戦の10年間の休戦条約と10万マルクの身代金の支払い⁹⁾とを、スコットランド政府がイングランドに約束していたことからわかるであろう。

ロバート2世 (Robert II, 1371-1390) 治世になっても、この先代の身代金10万マルクは非常に高額なものであり、スコットランドの王室財政を逼迫させていた。この王室財政の逼迫は、当然国家財政の逼迫を意味し、王権の失墜を意味しているのである。

このスコットランドの財政をさらに悪化させたのが、1381年にリチャード2世が施行した制定法である。外国船舶に特権を与えることを違法としていた¹⁰⁾この1381年の制定法は、“航海条例の前史”ともいわれるべき法律であり、スコットランドにとってかなり厳しいものであった。というのは、リチャード2世がイングランド国内の財政収入を増加させるために保護貿易政策をとったからである。リチャード2世がこの保護貿易政策をとった背景には、当然海上権の必要から、王立海軍の増強ということが念頭にあった。

リチャード2世は、スコットランドとの仲をさらに悪化させたこの保護貿易政策の前に、イングランドの財政を国内だけで立て直す手段として、1380年に第3回目の人頭税 (Poll-tax) を課していた。この人頭税は、当然平等に課税されるべき法律であったが、徴収段階になって上層階級には軽く、下層階級には重い法律になっていたため、下層階級から猛反対を受けたのである¹¹⁾。この猛反対が、1381年6月30日にエシックス (Essex) でのワット・

9) Lang, A., Vol. 1, *op. cit.*, p. 260.

10) Hope, R., *A New History of British Shipping*, John Murray, 1990, p. 45.

11) イングランドで1380年に施行された人頭税は、第3回目に行われた法律である (次頁脚注へ続く)

タイラー（Wat Tyler）の暴動となったのである¹²⁾。

このように14世紀末のイングランドは、スコットランドと同様、国内の財政が逼迫していた。そこで、その解決策としてリチャード2世は、海外に目を向け自国の産業を発展させる保護貿易政策に乗り出したのである。そのことを裏付けるためには、イングランド海峡および沿岸貿易での海上権の奪取が必要不可欠になるのである。リチャード2世は、同じ陸続きのスコットランド貿易のことを無視して、イングランド貿易の利益のみを考え、1381年に保護貿易政策を施行した。この1381年の保護貿易政策が、イングランド貿易を統制し、王立海軍の増強をねらっていたことから“航海条例の前史”ともいわれるべき法律になったのである。

“航海条例の前史”ともなった1381年の制定法は、「イングランド王に忠誠を誓ったひとは、どんなひとでも今後から、イングランド王に忠誠を誓った船舶だけを除いて、どんな商品をもイングランド王国内、すなわちイングランドのどんな港においても、持ち出したりあるいは持ち込むために船積みしてはいけない¹³⁾」ということである。

だが、この1381年の法律は、外国船舶のことを規制していない法律であり、外国船舶が自由にイングランドの沿岸で貿易できる法律になっていた。そこでイングランド政府は、即このミスに気づき1382年に改正制定法、いわゆる1651年の最初の航海条例へとなるべき排他的な法律を施行したのであ

り、第1回目は1377年、第2回目は1379年である。この1380年の人頭税は、4年間にわたった前の2つの人頭税と比べて最も嫌われたものであった。というのは、1377年の人頭税が税率4ペンスで多くの不平を引き起こし、そして1379年の累進的人頭税が理論的においてのみ公平さを持っていたが、実際は課税額が違っており、さらに1380年の人頭税が、富者が貧者に援助を与えるのは当然の義務であるとするあいまいな条項であったため、どんな規定を設けることも、また等級をつけることも役立たなく、しかも1シリングの税率を押し進めたからである。Mckisack, M., Vol. 5, *op. cit.*, p. 406.

12) Oman, C., *The History of England: from the Accession of Richard II. to the Death of Richard III. 1377-1485*, in William Hunt and Reginald L. Poole, eds., *The Political History of England*, Vol. 4, Longmans, Green, and Co., 1906, p. 33.

13) Lipson, E., Vol. 1, *op. cit.*, p. 593.

る。すなわち、この1382年の航海条例は「従って、現在かなり減少しているイングランド海軍を増強するために、イングランド王の臣下および領主のだけひとりとも、今後イングランド王に忠誠を誓った船舶だけを除いて、どんな種類の商品をもイングランド王国のどの場所から持ち出したり、あるいはそこへ持ち込むために船積みしてはいけない。また、たとえ次回のイースター祭後、前記の忠誠を誓った人でさえも……前記の忠誠を誓った船舶を除いて……他のどんな船舶に商品を船積みするならば……その人は、今後、発見されたならいつでも、他の船舶に船積みしたすべての商品あるいは同等の価値を、イングランド王に没収されるであろう……。」¹⁴⁾と規定されている。

この改正された1382年の航海条例においても、スコットランドはなんら変わりはなく、外国として取り扱われていた。

その後のスコットランドは、イングランドと国境周辺で小ぜりあいを続けながらも、ロバート3世(Robert III, 1390-1406)の王位継承に関しては、穏やかに進められた。だがジェームズ1世(James I, 1406-1437)のとき、事態は変わった。第1位の王位継承者である長兄ロスシー公ディヴィッド(David, Duke of Rothesay, 1378-1402)が1402年に獄死したからである。

弟のジェームズが王位継承者としてクローズ・アップされたのは、彼が8歳のときであり、そしてそのときから彼は、兄ロスシー公ディヴィッドの獄死について疑惑を抱かれるようになった。ジェームズの身の危険を感じた父ロバート3世は、1406年に同盟国であるフランスで、王家の教養を身に付けろすという表向きの大義名分のもと、フランスに留学させようとした。だが、その途中でジェームズは、イングランド軍に捕らわれ人質になってしまったのである。たとえジェームズが、イングランドで第1級の客人として取り扱われたとしても、スコットランドにとっては、大変困ったことである。というのは、人質になったジェームズがスコットランドの王位継承者であるがゆえに、対イングランド交渉において常に不利になることを意味していた

14) Myers, A. R., 1327-1485, in David C. Douglas, ed., *English Historical Documents*, Vol. 4, Eyre & Spottiswoode, 1969, p. 1030.

からである。

一方、イングランドにとっては、この人質が大変国益に役立ったのである。というのは、対フランスとの百年戦争において、スコットランドが強力に介入できなくなり、イングランド北部でのスコットランドの脅威が取り除かれることになったからである。

ジェームズ1世をめぐるこのような両国の思惑は、はじめの内は感情だけを対立化させていたが、しだいに軍事的対立を激化させはじめていった。

たとえばジェームズ4世 (James IV, 1488-1513) 治世のはじめごろになると、イングランド政府が、主としてイングランドの海上権に脅威を与えている「イタリアのキャラック船とガレー船」¹⁵⁾ に対し、さらにフランスとスコットランドの密接な関係を弱くさせるために貿易規制を行った。いいかえるとヘンリー7世 (Henry VII, 1485-1509) がイングランド商船隊の安全を保障させるために、1488年から1489年にかけて1485年の条例を強化する改正条例を施行したのである。

具体的にはこの改正条例は、フランスのギエンヌ (Guienne) やガスコーニュ (Gascon) 産のぶどう酒、およびトゥールーズ (Toulouse) の青色染料を、イングランド所有船および船員の大部分がイングランド人である船舶でなければ、イングランド国内に持ち込めなくさせた法律であった¹⁶⁾。当時のイングランド王立海軍の構成として、有事の際、商船隊が含まれるのは当然のことである。そこでこの改正条例は、有事の際、即戦力と成りうる商船隊の増強をねらった法律とも考えられる。

スコットランドは、このヘンリー7世の改正条例によって、フランスのぶどう酒を直接輸入できなくなり経済的に多少ダメージを受けたが、フランスとの密接な関係にヒビが入ることはなかった。このことは、その後のフランスとの密接な関係、すなわちヘンリー8世 (Henry VIII, 1509-1547) が、フラ

15) Harper, L. A., *The English Navigation Laws: A Seventeenth-Century Experiment in Social Engineering*, Octagon Books, Inc., New York, 1964, p. 20.

16) *Ibid.*, p. 21.

ンスに遠征したため生じた1513年のギンガートの戦い (Battle of Guinegate, or Battle of the Spurs), およびフロドゥンの戦い (Battle of Flodden) において、この遠征を阻止させるためにフランスに軍使を送った¹⁷⁾ことからもわかるであろう。

1513年のギンガードの戦いとフロドゥンの戦いを、もう少し詳述してみる。

ジェイムズ4世の終わりごろになると、イングランド王ヘンリー8世は、自己の野望のため百年戦争で失ったカレー (Calais) の領地を再び奪回したいという気持ちに駆り立てられていた。この気持ちが現実に1513年のギンガードの戦いとなって現れたのである。

このギンガードの戦いは、フランス王ルイ12世 (Louis XII, 1498-1515) が自国の軍事力にものを言わせて、イタリアに侵攻したことに端を発する。このフランスの暴挙に対して、スペイン王フェルナンド5世 (Fernando V, 1506-1516, : アラゴン (Aragon) 王, Fernando II, 1479-1516) が中心となり、イングランドを含めたスペイン、ヴェネツィア、ドイツおよび法王の神聖同盟 (Holy League) を強化し、これを粉碎しようとした。この粉碎に乗じて、ヘンリー8世が旧領カレー地を奪わんとして、カレー地に侵攻したから1513年のギンガードの戦いが生じたのである¹⁸⁾。

このギンガードの戦いに対してスコットランド王ジェイムズ4世は、軽く考えていたようである。というのは、フランスとは軍隊を投入してもらえるほどの“古い同盟” (“auld alliance”, Ancient League)¹⁹⁾で結ばれており、またイングランドとは、イングランド出身のマーガレット・チューダー (Margaret Tudor, 1489-1541) との婚姻²⁰⁾により同盟関係が生じたと信じ、

17) cf. Lang, A., Vol. 1, *op. cit.*, pp. 377-378.

18) cf. Fisher, H. A. L., *The History of England: from the Accession of Henry VII. to the Death of Henry VIII. 1485-1547*, in William Hunt and Reginald L. Poole, eds., *The Political History of England*, Vol. 5, Longmans, Green, and Co., 1906, p. 182.

19) Lang, A., Vol. 1, *op. cit.*, p. 280.

20) ジェイムズ4世とマーガレット・チューダーとのこの婚姻は、ヘンリー7世が
(次頁脚注へ続く)

中立を保つ上から手を汚すことはないと考えたからである。

だが実際は、ジェームズ4世が考えていたほど甘くはなかった。イングランドを含む神聖同盟が、フランスの侵略行為を武力でもって攻撃したのである。この攻撃に対して、ルイ12世がジェームズ4世に助けを求め、その結果同年1513年のフロッデンの戦いへとなったのである。

ルイ12世に救援を求められたジェームズ4世は、ヘンリー8世にギンガードの戦いをやめさせるためにフランスに軍使を送ったが、良い結果を望めなかった。交渉が決裂している間に、イングランド軍がスコットランド領内に北進してきたために、ジェームズ4世は、可能な限りの最大規模の武力でもって、これに立ち向かった。これが1513年のフロドゥンの戦いであり、スコットランド軍の方が数多くの重砲を装備していたにもかかわらず、野戦好きのイングランド軍に大敗し、かつジェームズ4世をも失った戦いであった²¹⁾。

ここでジェームズ4世について、特筆しておかなければならないことがある。それは、国防の責務として、彼がスコットランド自身の海軍を創設したということである。すなわちイングランド王立海軍の創設者はヘンリー7世であり²²⁾、このヘンリー7世や他の列強諸王と対抗するためにも、ジェームズ4世は、自国の海軍を創設して強化しなければならないという国防の責務に迫られていたのである²³⁾。

たとえば当時のイングランド情勢として、ヘンリー7世の後を受け継いだヘンリー8世 (Henry VIII, 1509-1547) が、第一斜檣ジャンクと斜桁帆ジャコクハンを除いて、3つのデッキと4本のマストを持ち、そしてそのメイン・マストの高さが75フ

もくろんだ政略結婚であったように思われる。というのは、ヘンリー7世にとってフランスとスコットランドとの“古い同盟”が、自己の政策を推し進める上で非常に障害となっており、この“古い同盟”を少しでも弱体化させるために長女を嫁がしたからである。

21) Macdonald, J. R. M., *A History of France*, Vol. 1, Ams Press, New York, 1971, p. 363.

22) cf. Mackie, J. D., *The Earlier Tudors 1485-1558*, in George Clark, ed., *The Oxford History of England*, Vol. 7, Clarendon Press • Oxford, 1978, p. 210.

23) cf. Lang, A., Vol. 7, *op. cit.*, p. 363.

ィートという当時最大級の巨大戦艦グレイト・ハァーリー (Great Harry)²⁴⁾を建造することによって、王立海軍を強化していたからである。これに対してジェイムズ4世は、マーガレット (Margaret)²⁵⁾ およびこれも当時最大級の艦船グレイト・マイケル (Great Michael)²⁶⁾を建造させたのである。このマーガレット号およびグレイト・マイケル号によってスコットランドは、一躍、全ヨーロッパ諸国からクローズ・アップ、イングランドをはじめとする列強に脅威を与えることになった。

このスコットランドの脅威に対して、イングランドは、1540年に王立海軍の重要性を強調させるための条例を施行させた。この王立海軍の重要性とは、次のとおりである。すなわち「過去の時代におけるこの王国の海軍は、上に述べたような製品や商品を輸送したり運んだりする交易や集積地のために、また守るよりも攻める方がよいとする戦時におけるこの王国の国防や安全保障のためにも、ひじょうに有利で、必須で、必要で、そのうえ有用でもあったし、現にしかもそうなのである。そしてその上、多くの船長、水夫、船員の扶養は、彼らを船乗りや航海の技術・わざを身に付けた専門家や熟練工にしたり、さらに彼らや彼らの妻、子供たちは、自分たちの生活を同じこと (海軍：挿入一川瀬) のために営んでいたし、またそのことによって営まれていたのである。しかも彼らは、海岸近くに隣接している都市、町、村、停泊所、入り江に主要な支援と援助を行っていたのである。そして上にあげた海岸近くに宿泊、居住している王の下臣、パン屋、ビール醸造者、肉屋、かじ屋、ロープ屋、造船工、服屋、靴屋、食料品供給者は、自分たちの生活の大部分を同じことに依存していたのである。」²⁷⁾と。

ジェイムズ5世 (James V, 1513-1542) の治世になるとスコットランド

24) Hope, R., *A New History of British Shipping*, John Murray, 1990, p. 88.

25) Nicholson, R., *The Edinburgh History of Scotland*, in Gordon Donaldson, ed., *Scotland: The Later Middle Ages*, Vol. 2, Oliver & Boyd, 1978, p. 594.

26) Hope, R., *op. cit.*, p. 88.

27) Lipson, E., Vol. 1, *op. cit.*, pp. 591-592.

は、ヘンリー8世の利己的なわがままによって振り回され、結果的に宗教戦争へと引きずり込まれていった。この宗教戦争の時期は、イングランド王立海軍の父であるヘンリー8世が活躍した時期であり、また航海条例をより確実に行う上でも重要な時期であった。

まずイングランドとの対立が現れたのは、1542年である。この1542年は、スコットランドがヘンリー8世によって宣戦布告され、そしてジェームズ5世が、イングランドと戦うために志願兵を徴募し、ソルウェイ・モス(Solway Moss)で戦った年である²⁸⁾。

この1542年のソルウェイ・モス戦の原因は、もともとカトリック教徒であったヘンリー8世が自分の離婚・再婚に関して、1534年にローマ法王と対立するプロテスタント、いわゆるイングランド国教会(Church of England)の首長になったからである。このイングランド国教会は、アングリカン・チャーチ(Anglican Church)とも呼ばれ、ヘンリー8世が離婚問題をきっかけに、1534年にローマ・カトリック教会から独立したものである。だがこのイングランド国教会は、ローマに背いた点でプロテスタント的といえ、信仰や典礼でカトリック的ともいえる。要するに、ヘンリー8世は、利己的で曖昧な教義をとったのである。ローマ法王と対立するということは、カトリックを否定することであり、またこの否定は、たとえヘンリー8世が伯父であったとしても、カトリック教徒であるジェームズ5世には容認できない、いいかえると同盟を結ぶことはできない、ということの意味している²⁹⁾。結果的には、イングランドを教敵、すなわち敵国であるということの意味しているのである。

反対に、プロテスタントになったヘンリー8世にとっては、ブリテン島を統一させたいとする自己の野望のためには、どうしてもスコットランドをプ

28) cf. Froude, J. A., *History of England: from the Fall of Wolsey to the Death of Elizabeth*, Vol. 4, Ams Press, New York, 1969, pp. 187-188.

29) さらにジェームズ5世がヘンリー8世を敵視していたことについて、もう1つあげるならば、ジェームズ5世の父ジェームズ4世が、1513年のフロドゥンの戦いでヘンリー8世に敗れ、戦死していたということである。

ロテスタントにしたかった。このヘンリー8世の野望は、1542年のソルウェイ・モスの戦いとなって現れ、スコットランドの伯爵2人、男爵5人、地主500人、そして戦利品の大砲20門を捕獲し³⁰⁾、さらに首都エディンバラをも攻略した。このようなヘンリー8世の野望の勢いは、スコットランドだけにとどまらず、スコットランドに救援軍を派遣したフランスにも、ドイツ帝国のカール5世 (Karl V, Charles V, 1519-1556) とともに攻撃を加え³¹⁾、ブローニュ (Boulogne) 城を1544年に攻略していったのである³²⁾。

ソルウェイ・モスの戦い後、スコットランドは、この戦いによって病死したジェイムズ5世からメアリー・スチュアート (Mary Stuart, 1542-1567) に代わり、指揮・命令系統がかなり乱れていたが、けっしてイングランドには併合されることはなかった。

1034年にスコットランド王国が成立して以来、スコットランドは、一時1296年から1306年までの10年間のあいだイングランドに併合されたことがあったが、王位をめぐりイングランドと長い抗争を続け、そして結果的にイングランドに勝利し、1320年に独立を勝ち得たのである。その後スコットランドは、いくたびとなくイングランドに併合されかかったが³³⁾、スコットランドの“頑固さ”という国民性ゆえに、独立を守り通せてきたのである。このスコットランドの“頑固さ”というのは、イングランドに併合されない、あるいはイングランドを受け入れないという感情を培ってきた。それゆえスコ

30) Mackie, J. D., *The Earlier Tudors 1485-1558*, in George Clark, ed., *The Oxford History of England*, Vol. 7, Clarendon Press • Oxford, 1978, p. 406.

31) Froude, J. A., Vol. 4, *op. cit.*, pp. 258-259.

32) *cf. Ibid.*, p. 354.

33) ヘンリー8世は、武力ではなく息子のエドワード (後の Edward VI, 1547-1553) とメアリー・スチュアートとの婚姻によって、スコットランドを併合させようとしたことがある。このヘンリー8世のもくろみに対して、メアリー・スチュアートの母マリー・ドゥ・ロレーヌ (Marie du Lorraine: Mary of Guise, 1515-1560) は、きっぱりと反対した。その反対の理由は2つある。すなわち第1は、エドワードがカトリックとは異端のプロテスタント教徒であったから。第2は、自分の妻を2人とも処刑したヘンリー8世の義理の娘になるからである。

ットランドは、ヘンリー8世による武力行使にもこらえられ、独立を維持することができたのである。

どの時代であっても、主義・主張・思想・宗教の違いによって、他国を武力で侵攻・併合しようとしてはいけないことであり、また現にそうあってはならないことである。さらに当時国以外の国においても、このようなことを容認してはいけないことである。

1547年ヘンリー8世が死するとイングランド王は、その王子エドワード(後の Edward VI, 1547-1553)が9歳で王位を継承した。エドワード6世は、父の意志を受け継ぎ、あくまでもスコットランドをプロテスタント化して併合をおし進めようとした。そのために彼は、父が行った懐柔策、すなわちメアリー・スチュアートとの婚姻を、今度は武力でもって現実なものにしようとしたのである。そのような暴挙には、必ず抗争が生じるのである。すなわちその抗争は、1547年のピンキーの戦い (Battle of Pinkie) で現実なものになって現れたのである。

この1547年のピンキーの戦いにおいてもスコットランドは、1542年のソルウェイ・モスの戦いと同様、大敗を喫してしまった³⁴⁾。もしこのピンキーの戦いでフランスの駐留軍が、かなりの規模でスコットランドに派遣されていたならば、この戦いの勝敗は、わからなくなっていたであろう。フランスにおいては、1544年のブローニュ城の陥落後、スコットランドとの“古い同盟”により軍隊を派遣するには派遣しえたが、自国の防衛の方が優先であり、派遣軍の増強など考えられなかったからである。フランスがスコットランド派遣軍の増強を行ったのは、皇太子フランソワ(後の Francis II, 1559-1560)が1558年にメアリー・スチュアートと結婚してからのことである。

このようにスコットランドが、フランスの軍勢力を借りてまでも、イングランドとの国境周辺を強化していったという背景には、スコットランドの軍勢力の方が、イングランドよりもかなり劣っていたということがうかがえる

34) Guy, J., *Tudor England*, Oxford University Press, 1989, p. 202.

であろう。なお、当時のイングランド海峡の制海権は、スコットランドとフランスとの軍事力を低下させようとしていたイングランド王立海軍の掌中にあった³⁵⁾。

では、イングランドの軍事力に関して、この軍事力強化のために15歳のエドワード6世が、1553年7月に死する在位期間中の6年間に、国内を統一させることができたのであろうか、いいかえると国内をカトリックからプロテスタントへと、スムーズにおし進めることができたのであろうか、という疑問が生じてくる。イングランド国内において、軍事力を強化するということは、まずはじめに国内での宗教衝突があってはいけないということである。そうすると、エドワード6世が父ヘンリー8世のプロテスタントを継承したのであるから、当然イングランド国内をプロテスタントにしなければならないということになる。でも今まで、カトリック教徒であった国民が、ヘンリー8世のわがままによって、急にイングランド国教会、すなわちプロテスタントになれるわけがないのである。

ヘンリー8世が私的な離婚・再婚のために³⁶⁾、カトリックからイングランド国教会に変わったことに対して、イングランド国民が何も感じていなかったといえようそになるであろうし、むしろ不快感を感じていたように思われる。だが、この不快感よりもまして、国教がイングランド国教会、すなわちプロテスタントに変わったことによって、次の利点を得られたから、国内にあまり衝突が起ころなかった。

①言論の自由

②教会内部の機構改革

今までのカトリックでの弊害であったピラミダル権力統制から、自由に言

35) Williamson, J. A., England and the Opening of the Atlantic, in J. Holland Rose, A. P. Newton and E. A. Benians, eds., *The Cambridge History of the British Empire*, Vol. 1, Cambridge, At the University Press, 1929, p. 51.

36) cf. Williamson, J. A., *The Tudor Age*, Longman, London and New York, 1979, p. 129.

論がいえるようになったし、またそのために無駄でかつよどんでいた教会内部が一掃され、風通しの良いものになったのである。

このような理由から、エドワード6世は、スムーズとはいかなくてもイングランドをプロテスタントへとしていった³⁷⁾。また彼は、王位海軍の強化として、即戦力になりうる漁師に対して、保護政策を行った³⁸⁾。すなわち1548年の条例は、イングランド漁師の利益だけを考えており、その船舶の利益は考えていなかった法律である³⁹⁾。

スコットランド王メアリー・スチュアートは、1553年7月のエドワード6世死後、今度は同じカトリック教徒であるが、過激な言動にかなり問題があるメアリー・テューダー (Mary Tudor: Mary I: Bloody Mary, 1553-1558) に注意を払っていかなければならなかった。それは、イングランド国内にカトリック教をヨリ布教させるために、“血のメアリー (Bloody Mary)” といわれるほどの非人間的な弾圧を行ったからである。

では、なぜメアリー・テューダーが“血のメアリー”といわれるほどまでにカトリックに固執したのであろうか。それは、彼女が王位を継承するまでの経緯と結婚とを考えれば、すぐに納得できるであろう。

イングランドでは、エドワード6世後の王位継承者として、第1位にメアリー・テューダー、第2位にエリザベス (後の Elizabeth I, 1558-1603)、第3位にジェイン・グレイ姫 (Lady Jane Grey, 1537-1554) が考えられていた。

エドワード6世を支持していたプロテスタント貴族は、当然カトリック教徒であるメアリー・テューダーおよびエリザベスの継承を望んでいない。そこで、有力なプロテスタント貴族であるノーサンバランド公ジョン・ダドリー (John Dudley, Duke of Northumberland, 1502-1553) が、無謀なクー

37) cf. *Ibid.*, p. 199.

38) Harper, L. A., *The English Navigation Laws: A Seventeenth-Century Experiment in Social Engineering*, Octagon Books, 1973, p. 24.

39) *Ibid.*, p. 199.

デターを企て⁴⁰⁾、ジェイン・グレイ姫を王位に即けてしまったのである。

この無謀なクーデターに対して、メアリー・テューダーは、身の危険を感じサフフォーク (Suffolk) の地に逃れ⁴¹⁾、そしてジョン・ダドリーと戦う準備を進めたのである。この戦闘準備に集合したメアリー・テューダーの軍事力は、兵力3,000人、そしてその駐留地が1マイルの長さにおよぶ規模のものであった⁴²⁾。メアリー・テューダーの軍事力がだんだん増強されるにつれて、ジョン・ダドリーの兵力は、サフフォークの地に行くまでにしだいに弱くなり、この無謀なクーデターは、当然のごとく自然に崩壊していったのである⁴³⁾。すなわち、ジョン・ダドリーのこの無謀なクーデターは、ジェイン・グレイ姫を9日間王位につけただけで失敗に終わったのである⁴⁴⁾。

この無謀なクーデターの失敗に対して3つ要因がある。すなわち第1に、イングランド国内において少数派であるカトリック教徒たちが、ジェン・グレイの王位継承を望んでいなかったこと。第2に、多数派であるプロテスタント教徒たちが、この無謀なクーデターに反感を持ったこと。第3に、カール5世が、カトリック教徒支援のために、イングランド国内に救援軍を派遣したことである。

メアリー・テューダーは、1553年に王位に即くやいなや、スペインの王子フェリペ (後の Felipe II : Philip II, 1556-1598) と結婚した。フェリペ王子にとってこの結婚は、イングランドを支配下に置きたいとする政略結婚で

40) ジョン・ダドリーは、利己的なクーデターを企て、メアリー・テューダーとエリザベスとを捕らえ、わが子ギルフォード・ダドリー (Guilford Dudley) とジェイン・グレイ姫とを結婚させて、イングランドを牛耳ろうとしていた。
cf. Robinson, C. E., *England: A History of British Progress from the Early Ages to the Present Day*, Thomas Y. Crowell Company, 1928, p. 213.

41) Pollard, A. F., *The History of England, from the Accession of Edward VI. to the Death of Elizabeth 1547-1603*, in William Hunt and Reginald L. Poole, eds., *The Political History of England*, Vol. 6, Longmans, Green, and Co., 1910, p. 89.

42) *Ibid.*, p. 93.

43) *Ibid.*, p. 92.

44) *cf.* Mackie, J. D., *op. cit.*, pp. 528-529.

あり、またメアリー・テューダーにとっては、カトリック教をイングランド国内にヨリ一層布教させたいとする信仰心の表われである。メアリー・テューダーのこの信仰心は、是が非でも国内をカトリックで統一させなければならぬとする宗教熱に変わり、プロテスタントを弾圧し始めたのである。

スコットランドにとってこのイングランド国内での弾圧は、表面的にはなんら問題がなかった。だが、その弾圧がいきすぎた非人間的な弾圧へととなると、ことは違ってくるのである。というのは、プロテスタントに対する過度の非人間的な弾圧が、カトリック教徒を反メアリー・テューダーへと、ひいてはスコットランドへも影響をおよぼしてくるからである。

この弾圧よりもさらにスコットランドに精神的に影響を与えたのは、メアリー・テューダーがフェリペ王子と結婚したことである。この結婚に対してイングランド国民は、かなり不信感を持ち、1部のカトリック教徒たちをプロテスタント教徒へと押しやっていた⁴⁵⁾。このことは、イングランドとスコットランドとの宗教戦争が再開されるということの意味している。そこでスコットランドは、この結婚および非人間的な弾圧に対して、かなり危惧していたのである。

メアリー・テューダーのこの非人間的な弾圧は、プロテスタントを徹底的に壊滅させようとしていたところから“血のメアリー”と呼ばれるほどになった⁴⁶⁾。

45) プロテスタントに対するメアリー・テューダーの非人間的な行動は、イングランド国民を反メアリー・テューダー、すなわち反カトリックへと押しやっていた。その具体例として、1553年にイングランド国民が組織したワイアット (Sir Thomas Wyatt, 1521?–1554) 軍の誕生である。このワイアット軍の目的は、メアリー・テューダーとフェリペ王子との結婚を破棄させ、プロテスタント教徒に対する弾圧を阻止することにあった。そこでケント (Kent) 州で、ワイアットの反乱 (Wyatt's rebellion) が1554年に勃発したのである。だが結果的には、このワイアット軍は、女王軍に撃破されてしまった。cf. Guy, J., *op. cit.*, pp. 231–232.

46) ワイアットの反乱後、1555年2月から1558年11月までの間に、メアリー・テューダーが火あぶりの刑に処したプロテスタント教徒たちは、最低でも289人であり、そのうち約85%がロンドンで行われたものであった。このようなことを考え (次頁脚注へ続く)

このようなメアリー・テューダーの非人間的な行動は、やがてスコットランドが危惧していたことを、現実なものへとさせていった。すなわち、イタリア問題に端を発した1557年のスペイン-フランス戦争に⁴⁷⁾、スコットランドが、イングランドとともに間接的に巻き込まれていったのである⁴⁸⁾。というのは、スコットランドにおいては“古い同盟”により、フランスに加勢しなければならなかったし、またイングランドにおいてはメアリー・テューダーの夫の国・スペインであった⁴⁹⁾ということにより、これも加勢しなければならないという状況に置かれていたからである。このスペイン-フランス戦争の結果、イングランドは、1558年に200年もの領有していたカレー（Calais）の地を、フランスに奪回されるという大きな損失を負わされた⁵⁰⁾。

イングランドにおいては、この1558年の敗戦後メアリー・テューダーが病死して、王位を順当どおりエリザベスが継承することとなった。だがこのとき、エリザベスの王位継承に関してかなりの難問が控えていたのである。すなわち、エリザベスとメアリー・スチュアートとの確執が表面化してきたのである。その難問とは、以下の4つである。

- ①王位継承問題：イングランドの王位を継承する者としてエリザベスが本当にふさわしいかどうかということ。
- ②宗教問題：メアリー・テューダーが引き起こした王国内での宗教混乱を沈静させること。
- ③政治問題：フェリペ2世が巨大帝国建設の一環としてイングランドを支配しようとしていたこと。
- ④経済問題：1556年にネーデルランドがスペイン領になったとき、ネーデルランドのプロテスタントを支援しなければならなくなったこと。

ると、彼女を“血のメアリー”と呼ぶのも納得できるであろう。cf. Guy, J., *op. cit.*, p. 238.

47) Pollard, A. F., Vol. 6, *op. cit.*, p. 165.

48) cf. Lang, A., Vol. 2, *op. cit.*, p. 35.

49) cf. *Ibid.*, p. 35.

50) cf. Mackie, J. D., *op. cit.*, p. 557.

この4つをもう少し詳述してみる。

①は、エリザベスがヘンリー8世の庶子であったから、イングランドの王位を継承する者は、当然ヘンリー7世のひ孫であり、またスコットランド女王であるメアリー・スチュアートが受け継ぐのが正当であると、イングランドおよびスコットランドのカトリック教徒たちが主張し始めていた。このカトリック教徒たちの主張とともに、メアリー・スチュアートの気持ちが、イングランド王位の奪取へと傾いたから問題となったのである⁵¹⁾。

②は、メアリー・テューダーが熱烈なカトリック教徒であったがゆえに、“血のメアリー”と呼ばれるほどまでにプロテスタント教徒たちに迫害を与えていた。だが、この迫害は、たとえエリザベス1世治世になったとしても、プロテスタント教徒たちにとっては、すぐに忘れることのできない史実である。それゆえ、イングランド王国内の平和のためには、まずカトリックとプロテスタントとの対立を沈静化させなければならなかったのである⁵²⁾。

③は、メアリー・テューダーがフェリペ皇太子と結婚したことによって、イングランドがスペインの支配下に入ってしまったのである。このことは、この結婚に対してイングランドがスペインに制せられる、というパンフレットが出回っていた⁵³⁾ことからわかるであろう。この結婚は、良い意味では同盟を結ぶための結婚といわれるかもしれないが、実際はイングランドをスペインの政治下に置く結婚、すなわち政略結婚であったといわざるを得ない。いいかえると、この結婚は、フェリペ2世にとって政治的つながりをもとにした帝国建設への一政策であった⁵⁴⁾といえるのである。

51) このカレーの地は、イングランドがフランスとの“百年戦争”において、多大な犠牲を払ってまでも獲得した大陸の要地であった。この要地、すなわちカレーの地がフランスに奪回されるということは、当然イングランドがイングランド海峡での制海権を失うということを意味している。なお、このカレーの地を実際フランスが手にしたのは、1559年のカトー・カンブレジ講和条約 (Treaty of Cateau-Cambrésis) によってである。Pollard, A. F., Vol. 6, *op. cit.*, p. 197.

52) *cf.* Guy, J., *op. cit.*, p. 254.

53) *cf.* *Ibid.*, p. 258.

54) Froude, J. A., Vol. 6, *op. cit.*, pp. 102-103.

④は、1556年に地中海の重要都市であるネーデルランドがスペインからの支配を受けるやいなや、ネーデルランドのプロテスタントが迫害を受けるようになった。要するに、1556年父カール5世からスペインの王位を受け継いだフェリペ2世が、ネーデルランドの支配をより容易に行うために、プロテスタント教徒に対して圧制政治を行ったのである。このことは、メアリー・チューダー死後のイングランドにとっては困ったことである。というのは、もともとカトリック教徒であったエリザベスが“血のメアリー”に対して反カトリックへと傾いていたからである。要するに、エリザベス1世治世のイングランドにとって、経済上重要な貿易市場であるネーデルランドがカトリックになってしまえば、自由に貿易ができなくなってしまうからである。そこでイングランド政府は、自由に貿易を行うために、スペインとの交友を断ち切り、「古くからの、また光栄ある伝統」⁵⁵⁾のもとに、ネーデルランドのプロテスタントを支援しなければならなかったのである。

イングランドにとって、このネーデルランドの貿易が閉鎖されるということは、地中海での貿易が縮小するということを意味している。すなわちこの問題は、イングランドにとって死活問題なのである。そこでイングランドは、経済的に地中海諸国との貿易を絶えさせないためにも、なにがしかの方策をもってネーデルランドのプロテスタントに支援を送らなければならなかったのである。

以上のように、エリザベスがイングランド王位を継承するにあたって、かなりの難問が控えていたのである。そのうち①②は、特にスコットランドと関係するものであり、この①②の難問がこじれ、1559年のエディンバラ周辺の戦いとなったのである⁵⁶⁾。

この1559年のエディンバラ周辺の戦いは、スコットランドのプロテスタント貴族とジェントリーとが、メアリー・スチュアートとフランソワ王子との結婚に反対し、1558年9月に反乱を起こしたことに端を発する。そしてこの

55) cf. Guy, J., *op. cit.*, p. 231.

56) Robinson, C. E., *op. cit.*, p. 220.

とき、エリザベスは、メアリー・スチュアートがイングランドの王位継承を望んでいることを知り、この野望を断ち切るためにスコットランド内にプロテスタント救援軍を送った⁵⁷⁾。このイングランドの軍事行動に対して、スコットランドと同盟国であるフランスは、カトリック救援軍を派遣した。これらのことが原因となり、国際戦争、すなわち1559年のエディンバラ周辺の戦いへとなったのである⁵⁸⁾。

この戦いでフランス海軍が、イングランド王立海軍の手際よさにより撃沈させられていたので、やむを得なくスコットランド政府は、1560年7月6日にエディンバラ条約 (Treaty of Edinburgh)⁵⁹⁾を、承諾しなければならなかったのである。

このエディンバラ条約の主内容は、以下のとおりである⁶⁰⁾。

- ①ダンバルとインシュキスの120名のフランス人を除いて、スコットランドからのフランス軍およびイングランド軍の撤退。
- ②レースおよびダンバル要塞の撤去。
- ③メアリー・スチュアートとフランソワ2世のイングランドの称号および紋章の使用禁止。

だが、ここで1つ注意しなければならないことがある。それは、この条約の批准書にメアリー・スチュアートが署名していなかったことである。メアリー・スチュアートにとって、①②のことは受け入れられるが、③の紋章の禁止、すなわちイングランド王位の剝奪であってとうてい受け入れられない内容である。

57) cf. Froude, J. A., Vol. 7, *op. cit.*, p. 155.

58) cf. Pollard, A. F., Vol. 6, *op. cit.*, pp. 226-227.

59) この1561年のエディンバラ条約は、1707年のスコットランドとイングランドとのユニオン (Union) の下地になっている。Smout, T. C., "The Anglo-Scottish Union of 1707", *The Economic History Review*, Second Series, Vol. 16, No. 3 (April 1964), p. 456.

60) • Clowes, Wm. L., *The Royal Navy*, Vol. 1, Ams Press, Inc., 1966, p. 476.

• Lang, A., Vol. 2, *op. cit.*, p. 68.

この1560年のエディンバラ条約は、イングランド政府とフランスの代表とが批准書をかわし、スコットランド政府が締結したものである。そこでメアリー・スチュアートは、一方的なこの批准書に対し、拒否の意思表示として署名しなかったのである⁶¹⁾。いいかえると、彼女は、条約締結後もこれを無視し、依然としてイングランド王位継承権を有する紋章を使用したのである。

条約締結後スコットランドでは、王国内からイングランド軍およびスコットランド軍が撤退し、1649年のクロムウェルの侵攻まで比較的平和な時期を過ごした。この比較的平和な時期というのは、王国内での内乱を除いて、外国からの介入を受けなかったということである。というのは、イングランドから攻撃を受けることがなくなり、フランスの救援軍を必要としなくなったからである。いいかえると、この条約締結後スコットランドでは、フランスからの軍事介入を受けなくてもすんだのである。

ここでエディンバラ条約に対するメアリー・スチュアートの拒否について考える。というのは、彼女の拒否が彼女自身にとっても、またスコットランド自身にとってもかなりのギャンプルであったからである。彼女の署名がない批准書をもとに、スコットランド議会、すなわち政府が条約に締結したということは、女王と政府とのコンセンサスがとれていないということの意味している。このことは、当然国家上層部の混乱、ひいては内乱を暗示しているのである。

一方、この拒否に対してエリザベスは、どう反応したのだろうか。この拒否は、当然エリザベスのイングランド王位を認めないということの意味しているのである。そこでエリザベスは、メアリー・スチュアートに対し疑心暗鬼にかけ、彼女を終生許すことのできないライバルとして考えるようになったのである。もし、メアリー・スチュアートが政府の締結後に、この条約に署名しておれば、1587年に“断頭台の露”として消えることはなかったであろう。

1560年代になるとエリザベス1世は、ヘンリー8世から続いていた財政難

61) Clowes, Wm. L., Vol. 1, *op. cit.*, p. 476.

を乗り切るために、安定した経済の発展、いわゆる国防を基礎とした安定的な貿易発展を、考えるようになっていた。その具体的政策として、エリザベス1世は、イングランド王立海軍の維持および増強を、法的に明確に位置づけるようにしたのである⁶²⁾。この増強は、スコットランドとなにかことあるとき、即軍事介入ができるほどまでに拡大されていった。

スコットランドに対するこの軍事的介入が実際に行われたのは、1649年のクロムウェルの侵攻である。その侵攻の1要因をつくったものは、宗教戦争であるスコットランド内での1567年のダンバルの戦い (Battle of Dunbar) と1568年のラングサイドの戦い (Battle of Langside) とである。

この1567年のダンバルの戦いは、メアリー・スチュアートと彼女の息子との戦いである。1560年の暮れに夫フランソワ2世が亡くなるとメアリー・スチュアートは、海上でイングランド王立海軍の臨検を受け、いったん身柄を拘束されるなどエリザベス1世の嫌がらせを受けたが、無事1561年に母国スコットランドに帰ることができた。そのときのスコットランドの国教は、すでに1559年宗教改革家ジョン・ノックス (John Knox, 1512?–1572) の活動によりプロテスタント、すなわち長老派教会 (Presbyterian Church) になっていた。その後、カトリック教徒であるメアリー・スチュアートは、1565年ダーンリー卿ヘンリー・スチュアート (Henry Stewart, Lord Darnly, 1545–1567) と結婚し、王子ジェームズ (後の James VI, イングランド王 James I, 1567–1625) をもうけた。さらに彼女は、ダーンリー卿が暗殺されると⁶³⁾、今度はプロテスタント教徒のボスウェル伯ジェームズ・ヘバーン (James Hepburn, 4th Earl of Bothwell, 1535?–1578) と宗派をわきまえない結婚をした⁶⁴⁾。

だが、この結婚に対してスコットランドのプロテスタント教徒たちは、この結婚がボスウェル伯の恣意的な結婚であるとして、猛反対したのである。

62) Harper, L. A., *op. cit.*, p. 26.

63) *cf.* Lang, A., Vol. 2, *op. cit.*, p. 176.

64) *cf.* Pollard, A. F., Vol. 6, *op. cit.*, p. 268.

というのは、ダーンリー卿の暗殺に対して、その首謀者がボスウェル伯、そしてその共謀者がメアリー・スチュアートと見なされていたからである⁶⁵⁾。

ボスウェル伯に対するプロテスタント教徒たちのこのような不満は、反ボスウェル軍となり、この反ボスウェル軍が王子ジェイムズを奪取せんとして、スコットランド政府軍を結成し兵を挙げた。このことが、メアリー・スチュアートを信奉するボスウェル軍と王子ジェイムズを信奉するスコットランド政府軍との戦い、すなわち1567年のダンバルの戦いとなったのである⁶⁶⁾。

この1567年のダンバルの戦いは、多数のプロテスタント教徒と、メアリー・スチュアートと同じカトリック教徒であるがボスウェル伯の非道に反発する貴族たちとが中心となったスコットランド政府軍が、ボスウェル軍、すなわち女王軍を倒した戦いである。その結果、メアリー・スチュアートとボスウェル伯とは、スコットランド政府軍に捕えられ、彼女は、廃位を余儀なくさせられ、ここにジェイムズ6世が誕生することとなったのである。

1567年の廃位後スコットランド政府軍に捕われの身であったメアリー・スチュアートは、その後脱走し、カトリック教徒の兵を集め再び政府軍と衝突したのである。これが、1568年のラングサイドの戦いである⁶⁷⁾。

この1568年のラングサイドの戦いも、組織だった政府軍の勝利であり、女王軍を壊滅状態に追いやった。その結果、メアリー・スチュアートは、身の危険を感じエリザベス1世のもとに、救いを求めたのである⁶⁸⁾。

なぜこのときに、メアリー・スチュアートは、エリザベス1世に救いを求めたのであろうか。それは、エリザベス1世から敵視されていることを知っている彼女にとって、このラングサイドの敗北が彼女の身を非常に危険な状態に置いたからにはほかならないであろう。

エリザベス1世にとっても、このメアリー・スチュアートの行動は、非常に困ったことであった。というのは、依然としてメアリー・スチュアートが

65) Lang, A., Vol. 2, *op. cit.*, p. 176.

66) *cf. Ibid.*, p. 187.

67) *cf. Pollard, A. F.*, Vol. 6, *op. cit.*, p. 269.

68) Guy, J., *op. cit.*, p. 270.

イングランド王位継承権を有していたからである。そこでエリザベス1世は、メアリー・スチュアートをイングランド内の各城に転々と20年余り監禁し、最後に“断頭台の露”として処したのである。

以上のように同じブリテン島内であっても、このイングランド王国とスコットランド王国とは、1603年の両王国の国王成立まで、いいかえるとユニオン⁶⁹⁾になるまで非常に張り合い、仲が悪かったのである。仲が悪いというよりも、むしろ他国であったがゆえに、抗争が続いたのである。この抗争は、自国の利益をより多く獲得するための戦争であり、フランスやスペインを巻き込んだ国際戦争へと発展したのである。さらにこの国際戦争は、その勝者が世界をも制することができるという重要な戦争である。

この時期の戦争が明確に理解されない限り、イングランドおよびスコットランドの発展過程は、わからないのである。たとえば、1603年にユニオンになり両王国の国王が統一されたが、その後も抗争は、依然と続いていたのである。国王は同じであっても、イングランド政府とスコットランド政府とが依然として生き永らえ、政治・経済上の統一がなされていないからである。

III. クロムウェルの侵攻

スコットランドがクロムウェルから侵攻を受けるようになったのは、イングランド政府と教会、そしてそれに対するスコットランド政府と教会のポジションがそれぞれ異なっていたからである。それぞれのポジションを明確に理解することによって、はじめてクロムウェル侵攻の真の原因がわかるのである。そこでまずはじめに、複雑に入り組んだそれぞれの政府と教会とのポジションを解明する。

1603年にエリザベス1世が没してからは、イングランドとスコットランド

69) この1603年の両国王のユニオン (The Union of the Crowns) も、1707年のイングランドとスコットランドとのユニオンの下地になっている。Smout, T. C., *op. cit.*, p. 456.

は、1人の国王、そして2つの政府が存在するようになった。この時期から1640年代までスコットランドは、多少の小ぜりあいはあったものの、イングランドとの対外戦争はなくなり、比較的安定した時期を迎えていた。イングランドも同様、多くのカンパニーが設立されて、貿易が活発となり、ロンドンが急速に発展していった⁷⁰⁾。

だが、1人の王が異なった2つの国を治めるのは、かなり無理があり、そこには、表面的には表われない紛争の火種が、いつもくすぶりはじめていたのである。

1603年以降、イングランドの王になったジェイムズ1世(=スコットランド王ジェイムズ6世)は、2つの政府を力づくでねじ伏せるために、自己の権力を強化および拡大化しようとしたのである。その具体的政策として彼は、憲法をまったく無視して“王権神授説”を振りかざしてきたのである。

ジェイムズ1世のこの政策は、失敗である。というのは、もし彼が両王国の絶対君主でありたいならば、両王国政府の力関係を均等に保っておかなければならないのに、イングランド政府の権力の方を宗教によって、強くしようとしたからである。絶対君主というものは、相異なる2つの力関係を平等に維持することによって、はじめて権力をヨリ集中できるのであり、一方だけの権力を擁護するようなことがあれば、この権力が、やがて絶対君主の権力を凌駕し、絶対君主そのものを崩壊させてしまうのである。

だが、ジェイムズ1世と同様、その息子のチャールズ1世(Charles I, 1625-1649)も、自己の権力拡大のために“王権神授説”を振りかざしてきた。すなわち彼は、1637年にイングランド国教会を模倣した“教会法規集(The Book of Canons)”⁷¹⁾と、“礼拝式文(The Liturgy)”⁷²⁾とをスコットランドに強制したのである。この“教会法規集”と“礼拝式文”とは、具体的

70) cf. Parry, J. H., *Transport and Trade Routes*, in E. E. Rich and C. H. Wilson, eds., *The Cambridge Economic History of Europe*, Vol. 4, Cambridge University Press, 1980, p. 169.

71) Lang, A., Vol. 3, *op. cit.*, p. 25.

72) *Ibid.*, p. 25.

には、“イングランド祈禱書 (English Prayer Book)”を新しく“スコットランド祈禱書”用に変えたものであり、当然そこには、長老教会派 (Presbyterians) を否定し、礼拝の権威を失墜させている。

当時スコットランドでは、カルヴィン (Calvin) 派のピューリタン (Puritan) たちが、長老派教会を熱烈に受け入れていたので、“教会法規集”と“礼拝式文”とに対する衝突が必至の状態となった。つまり長老派からなるスコットランド教会の最高宗教会議、すなわちスコットランド議会は、スコットランド自身の国教を守るために“国民契約 (National Covenant)”⁷³⁾を1638年に可決させていたのである。いいかえると、これらがあまりにも「独裁的な教皇権」⁷⁴⁾であったため、スコットランド国民の感情を逆なでしたということがいえるであろう。

では、“教会法規集”と“礼拝式文”とに対する“国民契約”は、どのようなものであろうか。その主内容は、以下の2点にまとめられる。

①ローマ教皇主義への反対

②スコットランド議会の権威拡大

①のローマ教皇主義への反対は、王の恣意的な行動に対するスコットランド議会および国民の反感の表われである。スコットランドでは、もうすでに1560年にJ.ノックスにより国教会がピューリタンの長老派教会になっており、それを王であるチャールズ1世の意思だけで変えられては、たまったものではない。このローマ教皇主義への反対を含む“国民契約”の草案は、有能な大臣アレグザンデル・ヘンダルスン (Alexander Henderson, 1583?–1646) および若くて明敏な弁護士アルチバルド・ジョンストン (Archibald Johnston, 1611–1663) が作成し、そしてその草案を有能な貴族バルメリノ卿 (James Elphinstone Balmerino, 2nd Lord), ラウドン伯爵 (John Campbell Loudoun, 1st Earl), ロシス伯爵 (John Leslie Rothes, 6th Earl) が訂正し、すべての大臣が1638年2月26日に可決したものである。またこの

73) *Ibid.*, p. 25.

74) *Ibid.*, p. 25.

草案は、1581年にジェイムズ6世が署名した“古い皇教反対 (Old Negative Confession)”⁷⁵⁾の法律をもとにしたものであった。このようにローマ教皇主義への反対は、1560年以来、常にピューリタンの意思であり感情であった。

②のスコットランド議会の権威拡大は、社会生活をより安定化させようとするピューリタンの切望の表われである。現存する議会を一方的に無視して、王権により議会を左右すると社会混乱が生じるのである。当時スコットランド議会は、国王の支配下にあり、国王にしばしば介入を受けていたのである。だがこの“国民契約”の可決により、スコットランドの法律は、長老派議会によって作成され、改正できるようになった。すなわち長老派議会は、王の介入なしに、いいかえると王権を認めながらも王権を制約できるようになったのである⁷⁶⁾。この王権の制約は、当然一般市民の自由ということの意味し、また一般市民の財産をも保障するという意味しているのである。結果的にはこの1638年の“国民契約”は、事実上の王権の崩壊を意味しているのである⁷⁷⁾。

長老派からなるスコットランド教会の最高宗教会議、すなわちスコットランド議会であり政府がこの“国民契約”を可決させた背景には、かなりの決断を要したように思われる。というのは、チャールズ1世に背くということは、対イングランド戦争が勃発すると考えられたからである⁷⁸⁾。実際に「チャールズ1世は、外国の敵やローマ・カトリックの敵とではなくて、同じ王

75) Mitchison, R., *A History of Scotland*, Second Edition, Methuen & Co Ltd, 1970, p. 195.

76) Montague, F. C., *The History of England: from the Accession of James I. to the Restoration 1603-1660*, in William Hunt and Reginald L. Pool, eds., *The Political History of England.*, Vol. 7, Longmans, Green, and Co., 1907, p. 207.

77) Mason, R., *The Aristocracy, Episcopacy and the Revolution of 1638*, in Terry Brotherstone, ed., *Covenant, Charter, and Party: Traditions of revolt and protest in modern Scottish History*, Aberdeen University Press, 1989, p. 14.

78) cf. Hutton, R., *The Restoration: A Political and Religious History of England and Wales 1658-1667*, Clarendon Press • Oxford, 1985, p. 68.

国内のプロテスタントとの戦争を準備していた』⁷⁹⁾のである。このスコットランド政府の決断は、スコットランド教会の切望であり、スコットランド国民の意思でもあった。そこでスコットランド政府は、この“国民契約”を実際により安全に施行するために、アレグザンディル・レスリ (Alexander Leslie, 1580?–1661) 指揮官のもとに兵を集め、“教会法規集”と“礼拝式文”とに対抗したのである。もし当時、チャールズ1世の権力がスコットランド教会よりも強かったならば、対スコットランド戦争を想定しなくてもすんだであろう。いいかえれば、当時スコットランドでは、国王の権力よりも教会の権力の方が強く、この教会が施策に重要な役割を演じていたということがうかがえるであろう。

もともとスコットランドでは、国家の重要意思決定は、教会の意思＝議会の意思＝政府の意思であり、国王の意思はそれよりも下位であった。このことは、スコットランドで育ったジェームズ1世にとっては周知のことであった。だが、イングランドで育ったチャールズ1世には、このことがあてはまらないのである。というのは、彼が、国家の重要意思決定は国王であり、その国王の手足になっているのが議会および教会であり、議会および教会というものは国王に従うものである、というようなイングランド的考え方に染まっていたからである。そこで、チャールズ1世がスコットランド教会を無視した圧制政策が納得できるのである。だが、この圧制政策が、スコットランドの軍事力によって破棄されたことから、チャールズ1世のこの圧制政策は、無謀であり、暴挙であったといわざるを得ないであろう。

このようにジェームズ1世およびチャールズ1世が2つの国を同時に治めていくには、かなり無理が生じていた。だが、彼ら2人は、“王権神授説”を振りかざすことによって、航海条例にとって最も重要なイングランド王立海軍の基礎を着実に確立させていったのである。

1603年以降イングランドの国王にもなったジェームズ1世は、当然イン

79) Gregg, P., *Oliver Cromwell*, J. M. Dent & Sons Ltd, London, 1988, p. 50.

ランド国内を治めなければならなくなったのであるが、当時議会の権力の方が強く、国政にあまり関与することができなかつた。そこで彼は、自らの立場をより強くするために“王権神授説”を振りかざし、有力なジェントリー（大地主）および貴族を国政の重要ポストにつけたのである⁸⁰⁾。だが、彼のこの政策は、失策であったといわざるを得ないのである。というのは、有力なジェントリーをかたっぱしから重要ポストにつけたことによって、イングランド財政が逼迫したからである。またこのことが議会で問題になると、彼はすぐさま有力ジェントリーに独占権を与え、彼らからライセンス料を取るようになった。このような国王の行動は、議会や国民の不信感を一層かき立て、独占権を得られなかったクロムウェルをはじめとする地方のジェントリーおよびピューリタンの反発を買わせた。イングランド国内でのこの反発は、ピューリタンたちを新大陸に追いやったり、また議員であるクロムウェルでさえも追いやろうとさせた⁸¹⁾ほど強かつた。

このような社会情勢の中で、チャールズ1世が王位を継承すると、彼は財政難を乗り切るために“王権神授説”を振りかざし強圧政策をとった。たとえば彼は、国防の必要から王立海軍を強化するための経費、すなわち1634年に建艦税（Ship money）を議会の承認なしに、強制的に徴収した⁸²⁾。このことによってジェームズ1世治世から続いた国王に対するイングランド国民の不信感は、チャールズ1世の強圧政策によってピークに達したのである。

チャールズ1世は、この強圧政策をスコットランドにも適応しようと思ひ、スコットランド教会に介入したが、教会および国民から完全に猛反対を受け、ただ単に不信感を一層募らせるだけの結果に終わらせてしまった。このことから、国王に対するスコットランドの不信感もピークに達していたことがわかるであろう。

そこでチャールズ1世は、スコットランドでのこの猛反対、すなわち反乱

80) Guy, J., *op. cit.*, p. 270.

81) Gregg, P., *op. cit.*, p. 47.

82) Lockyer, R., *Tudor and Stuart Britain 1471-1714*, Second Edition, Longman, 1989, p. 248.

を鎮圧させなければならなくなったのである。これに対して彼は、その戦費の捻出のため、11年間まったく開催していなかったイングランド議会を、突如と開催したのである。その議会は、彼の思わくどおりの新税の可決どころか、クロムウェルを中心に王の強圧政策に反対する非難が集中したので、3週間で解散させられてしまった⁸³⁾。この議会解散までのいきさつは、どうであったろうか。

チャールズ1世は、1629年のフランスとの講和⁸⁴⁾および1630年のスペインとの講和⁸⁵⁾の締結後から、国家の安全・保護・防衛のためにはイングランド王立海軍を強化しなければならないと、本格的に考えはじめ出したのである。ではなぜ、チャールズ1世がこのような考え方をもちはじめたのであろうか。それは、エリザベス1世治世のとき、すなわち1588年の対アルマダ戦争の際、王立海軍こそが国防の唯一の手段であると考えられており⁸⁶⁾、その王立海軍でもって、当時植民地貿易においてしだいに勢力を増大させつつあるオランダを、牽制しようとした⁸⁷⁾からである。そこでチャールズ1世は、王立海軍増強のためにどうしても増税が必要であり、議会の承認を得ずに、1634年に建艦税を行ったのである。だが、チャールズ1世のルールを無視したこのやり方は、議会および国民からも不評であった。

王室の財政が窮乏し、増税に対する危機感が一層強まるとチャールズ1世は、1640年4月いわゆる短期議会（Short Parliament）を開催し、そこで不評の建艦税を提出した⁸⁸⁾。だが、この増税を審議する前に、チャールズ1世が現実問題であるスコットランドに対し、武力による鎮圧の必要性を持ち

83) この議会は、いわゆる3週間しか開催されていなかったことから“短期議会（Short Parliament）”と称される。Gregg, P., *op. cit.*, p. 53.

84) Montague, F. C., Vol. 7, *op. cit.*, p. 166.

85) *Ibid.*, p. 167.

86) Lindsay, W. S., *History of Merchant Shipping and Ancient Commerce*, Vol. 2, Ams Press Inc., New York, 1965, pp. 109–111.

87) *Ibid.*, p. 172.

88) Donald, P., *An Uncounselled King: Charles I and the Scottish troubles*, Cambridge University Press, 1990, p. 233.

出したために、彼に対する非難が続出し、その短期議会が、たった3週間で閉会させられてしまった。これに対してチャールズ1世は、自己の非難よりも歳入確保の方が重要だとして、再び1640年11月に議会、いわゆる長期議会（Long Parliament）を召集し、わずかの差で過半数の同意を得て、新税を獲得することができたのである。

このようにチャールズ1世があくまでも新税を獲得しなければならなかった背景には、対外的には王立海軍を増強しなければならないとする危機感と、対内的には強圧政策に反対したスコットランド軍の南下政策があったからである。新税の大部分は戦費であり、もし彼が、新税を獲得できていなかったとするならば、彼自体の存在もあやぶまれていたであろう。

チャールズ1世は、この議会において辛うじて王の権威を保つことができた。だが議会では、彼の施政に対する反発、すなわち有力ジェントリーへの独占権およびイングランド国教会の強制に反対する“大抗議書（Grand Remonstrance）”が、1641年11月に可決され、議会内部が、王党派（Royalists）と議会派（Parliamentarians）という2つの派閥に分裂してしまった。このときの議会派の指導者は、地方ジェントリーでピューリタンのジョン・ピム（John Pym, 1584-1643）である⁸⁹⁾。そこでチャールズ1世は、恣意的な議会運営を行うために、ピムを反逆罪で捕らえようとした。だが、ピムは王の動きを察知し、議会から逃れ安全であり、また議長も王の高圧的な態度に屈しなかった。さらに議会派は、軍の指揮権を王から議会に移す軍事法案を可決させた。

このようなことで、王党派と議会派との仲は徹底的に決裂し、1642年にエッジヒル（Edgehill）で内乱（Civil War）が生じた⁹⁰⁾。この1642年のエッジヒルの内乱後、王党派はアイルランドと⁹¹⁾、議会派はスコットランドと、

89) cf. Montague, F. C., Vol. 7, *op. cit.*, p. 256.

90) cf. Robinson, C. E., *op. cit.*, p. 275.

91) 1642年のエッジヒルの戦い後、チャールズ1世は、王党軍の勢力を拡大させるために、アイルランドのカトリック教徒たちと手を結んだ。だが、このことが王党軍の士気を乱す原因となり、結果的に敗北を招いた。

それぞれ手を結んだ。というのは、アイルランドにとっては対イングランド戦争を停止させることができ、またスコットランドにとっては宗教の自由を確約させることができるからである。この内乱は、はじめのうちは良く訓練された兵士の多い王党派が優勢であったが、しだいに戦闘能力にたけたクロムウェルを有する議会派の方が優勢になっていった。

その当時のスコットランドの立場は、どうであつたらうか。イングランドの議会派と軍事同盟を結んだスコットランド議会、すなわち政府は、議会派の勝利が続くにつれて、しだいにチャールズ1世との結びつきを弱くさせていった。この結びつきを弱くさせていったというのは、王の介入を受けたくないという気持ちからであり、またイングランドからの支配をも受けたくないという気持ちからである。すなわちスコットランドは、チャールズ1世の圧制を緩和させるために、議会派と軍事同盟を結んだのであり⁹²⁾、それ以外の点では、依然としてイングランドに対抗意識・反イングランド感情を持っていたのである。この反イングランド感情は、1638年の“国民契約”を支持し、また長老派議会よりのスコットランド軍人モントローズ (James Graham Montrose, 1612-1650) 侯の裏切り行為によって⁹³⁾、一層高まっていった。

この反イングランド感情は、スコットランド中央地域においては武力で黙殺されたものの、それ以外の地域では、言動をともなった根強いものへと発展していった。王党軍のモントローズ侯は、イングランド国内における1644年7月2日のマーストン・ムア (Maston Moor) の敗北後⁹⁴⁾、9月1日のティプルミアル (Tippermuir) の戦い⁹⁵⁾、1645年5月9日のアールデルン

92) このスコットランドとイングランド議会派との軍事同盟は、宗教上の障害があり、締結までかなりの時間を要せなければならなかった。cf. Montague, F. C., Vol. 7, *op. cit.*, pp. 289-291.

93) このモントローズ侯の裏切り行為によって、スコットランドは、再びチャールズ1世の圧政を受ける状態になった。cf. Montague, F. C., Vol. 7, *op. cit.*, p. 289.

94) Lang, A., Vol. 3, *op. cit.*, p. 116.

95) *Ibid.*, p. 122.

(Auldearn)の戦い⁹⁶⁾, 7月2日のアルフォード(Alford)の戦い⁹⁷⁾, 8月15日のキルサイト(Kilsyth)の戦いで勝利を取めることにより⁹⁸⁾, これらのスコットランド地域を制圧し, 王党軍の拠点とした。さらにこのキルサイトの制圧後, モントローズ侯はスコットランドの副統治者となり, スコットランド全体を統轄しようとした。だが, このころから王党軍の中のアイルランド軍が撤退したり, また王党軍の徴募がかんばしくなくなったり, さらに反イングランド感情がしだいに武力抗争へとなっていったので, スコットランド内での軍統制が崩壊しはじめていった。

この崩壊を決定づけたのは, クロムウェルである。クロムウェルは, イングランド議会が“大抗議書”の可決により王党派と議会派とに分裂し, 1642年に内乱が生じたとき, 地方ジェントリーであるがゆえに議会派につき, 王党軍と戦った。この内乱は, 最初のうちは良く訓練された王党軍の方が圧倒的に優勢であり, 議会軍を問題にしていなかった。だが, クロムウェルは, 劣勢な議会軍にもかかわらず, 根強く騎兵隊を徴募し軍隊の組織づくりに努力した。すなわちこの努力が報われ, 彼は1643年のアイアンサイド(Ironside)⁹⁹⁾, 1645年のニュー・モデル・アーミー(New Model Army)¹⁰⁰⁾の創設に成功したのである。

クロムウェルが率いる軍隊は, 議会派内部の急進的な独立派(Independents)が組織する軍隊である。この軍隊が1645年のネーズビ(Naseby)¹⁰¹⁾の戦い後, チャールズ1世をスコットランドに追い詰め, 1646年に捕らえ, そして独立派から成る残余議会(Rump Parliament)が1649年に彼を処刑したのである。

スコットランドにとってこのチャールズ1世の処刑は, スコットランドの

96) *Ibid.*, p. 145.

97) *Ibid.*, p. 149.

98) *Ibid.*, p. 156.

99) Woolrych, A., Cromwell as a soldier, in J. Morrill, ed., *Oliver Cromwell and the English Revolution*, Longman, 1990, p. 95.

100) *Ibid.*, p. 96.

101) Gregg, P., *op. cit.*, p. 112.

意志ではないように思われる。というのは、スコットランドはチャールズ1世の専政を緩和させるために同盟を結んだのであり、彼を処刑するために同盟を結んだのではないからである。スコットランドの軍隊がチャールズ1世以前からのユニオン軍隊であり、その軍人が以前に忠誠を誓った王の息子であるチャールズ1世を処刑しようとは、とうてい考えられないのである。このことは、もしスコットランドが彼の処刑を望んでいたとしたら、スコットランド軍が彼の身柄を拘束したとき、すぐに処刑したであろうし、またその後処刑もしなく、彼をクロムウェルの独立軍に200,000ポンドで売り渡していた¹⁰²⁾ことからわかるであろう。

1649年にチャールズ1世が処刑されるとイングランドは、軍隊を基礎とした軍事政府、すなわちクロムウェルを首長とするコモンウェルス (Commonwealth) が成立した。コモンウェルスで実権を握ったクロムウェルは、まずはじめにスコットランドへの鎮圧、そして1647年以降の船舶の不況、オランダに対する商人の要求¹⁰³⁾に対処していかなければならなかった。後者の問題は、1651年の“最初の”航海条例によって対処され、またクロムウェルにとっては、スコットランドの制圧よりもオランダの軍艦を沈める方が、ヨリ関心があった¹⁰⁴⁾。

スコットランドへの鎮圧に対してクロムウェルは、武力行使を公的に行おうとした。すなわち彼は、自ら「統治章典 (Instrument of Government)」¹⁰⁵⁾なるものを可決させ、1653年に「護民官 (Lord Protector)」¹⁰⁶⁾になり、陸軍と海軍とを掌握した独裁者へとなっていったのである¹⁰⁷⁾。

102) Mitchison, R., *op. cit.*, p. 223.

103) Israel, J. I., *Dutch Primacy in World Trade, 1585-1740*, Clarendon Press • Oxford, 1989, p. 208.

104) cf. Cape, B., *Cromwell's Navy: The Fleet and the English Revolution 1648-1660*, Clarendon Press • Oxford, 1989, p. 78.

105) Hirst, D., *The Lord Protector, 1653-1658*, in J. Morrill, ed., *Oliver Cromwell and the English Revolution*, Longman, 1990, p. 121.

106) *Ibid.*, p. 121.

107) *Ibid.*, p. 119.

クロムウェルが軍事介入を行ったスコットランドへの鎮圧の所期の目的は、王党軍を壊滅させることにあった。だがこの目的は、クロムウェルが1653年に護民官となり権力を集中させたために変更を余儀なくさせられた。すなわち、スコットランド内の王党軍の鎮圧から、スコットランドそのものの掌握へと変わったのである。そこで、スコットランドへのクロムウェルの武力行使は、スコットランドへの侵攻そのものであったといわざるを得ないのである。

スコットランドにとってこのクロムウェルの侵攻は、スコットランドに対する挑戦以外の何物でもなく、反イングランド感情をただ単に増幅させるだけのものであった。というのは、スコットランドはチャールズ1世の圧政に反対するために、クロムウェルを含む議会軍と同盟を結んだのであり、それが一転して、クロムウェルが実権を握ると、チャールズ1世と同じようにスコットランドに対し、権力を振りかざしてきたからである。1645年のキルサイトの戦い後、スコットランド中央部の重要都市は、王党軍の拠点になったが、それ以外の都市は、依然として愛国心の強いスコットランド軍が王党軍と戦っていたのである。そこでこのクロムウェルの侵攻は、結果的にはこのような愛国心の強いスコットランド軍人に対する裏切り行為であり、スコットランド人の感情を逆なでしたものと いわざるを得ないのである。

このような結果をもたらすことがわかっているにもかかわらず、クロムウェルは、なぜ1649年にスコットランドに進攻したのであろうか。その最大要因は、チャールズ1世が1646年にクロムウェル率いる独立軍に捕らえられたとき、チャールズ1世が自己の保身のために、イングランドの国教をスコットランドの長老教会主義にするという約束を¹⁰⁸⁾、スコットランド政府と結んでいたからである。いいかえると、スコットランド政府が自己の国教をイングランドに植えつけようと思い、チャールズ1世と手を結んだからである。このことが1647年以降、クロムウェルとスコットランド政府との対立を表面化させてきたのである。この対立は、1649年のチャールズ1世の処刑により一層激しく

108) Lockyer, R., *op. cit.*, p. 281.

なり、結果的には1650年にクロムウェルの侵攻を現実なものにさせたのである。

クロムウェルによる1650年のスコットランド侵攻は、海軍の援助により食料・弾薬・戦争備品を北部地方に輸送してもらうことにより、陸路から行われたのである。たとえば、エドワート・ハル（Edward Hall）は陸軍の進攻を助けるために、自分の小艦隊でスコットランド南東部のリース（Leith）を爆撃したのである¹⁰⁹⁾。

クロムウェルの侵攻は、イングランド王立海軍が海上での王党軍の拠点であったイングランド南西端のシリー諸島およびチャネル諸島（The Scillies and Channel Islands）を奪還したり¹¹⁰⁾、またクロムウェル自身が創設したアイアン・サイドおよびニュー・モデル・アーミーの活躍により、大成功に終わったのである。いかえると、スコットランドにとってこの侵攻は、2度とイングランドとは同盟を結べないという悪感情を強烈に印象づけられたのである。

IV. 航海条例とスコットランド

スコットランドにとってチャールズ1世の強圧政治およびクロムウェル侵攻は、宗教が絡んだ非常に苦難な時代であった。スコットランドの意思は、“イングランド祈禱書”に対抗した“国民契約”そのものである。このスコットランドの“国民契約”にそぐわない法律は、すべてスコットランド国民によって否定され、排除されるのである。ときとしてこの排除は、武力行使がなされる場合がある。

クロムウェルが1649年にチャールズ1世を処刑しコモンウェルスを成立させて以来、スコットランドの反イングランド感情、すなわち敵対意識は、非常に強くなっていた。というのは、1651年にイングランド政府が施行した

109) Cape, B., *op. cit.*, p. 67.

110) *Ibid.*, p. 67.

“最初の”航海条例の中で、スコットランドの利益が完全に無視されたからである。コモンウェルス政府、すなわちイングランド政府は、植民地貿易におけるイングランドのキャリング・トレード（British Carrying Trade）を拡大させるためにこの1651年の“最初の”航海条例を施行したのであって¹¹¹⁾、このイングランドのキャリング・トレードに障害となるものは、たとえ同じブリテン島内のスコットランドであったとしても、排斥したのである。いいかえると、スコットランドは、イングランドからコモンウェルスの1員ではなく、外国としてみなされていたのである。

では、スコットランドにとって不利益となる1651年の“最初の”航海条例とはいかなるものであろうか。その主内容は、以下のとおりである¹¹²⁾。

(1)アジア、アフリカあるいはアメリカで生産あるいは製造されたどんな商品も、イングランド所有船舶とイングランド人が操作している船舶とを除いて、イングランド、アイルランドあるいは植民地に輸入されることはできない。

(2)ヨーロッパのどんな商品も、イングランド船舶あるいは生産地に所属する船舶、もしくはそれらの商品が通常の輸送のために船積みされる港に所属する船舶を除いて、イングランド、アイルランドあるいは植民地に輸入されることはできない。

(3)外国のどんな商品も、生産地からあるいは通常の第1船積み港からを除いて、イングランド船舶に輸入されることはできない。

(4)塩づけ魚、魚油あるいは鯨ひげのどんなものも、もしそれがイングランド船舶で捕獲したものでなければ、輸入されることはできない、また魚のどんなものをも、イングランド船舶を除いて、イングランドあるいはイングランド自治領から輸出されることはできない。

(5)イングランド沿岸貿易は、まったくイングランド人によって所有さ

111) cf. Hurst, G. B., *The Old Colonial System*, Manchester, At the University Press, 1905, p. 52.

112) Beer, G. L., *The Origins of the British Colonial System 1578-1660*, Peter Smith, 1959, p. 385.

れた船舶で完全に保有された。

この1651年の“最初の”航海条例は、イングランドのキャリング・トレードにおける富と安全保障とを獲得するために¹¹³⁾、すなわち17世紀初期からアメリカ大陸になにがしかのシェアを熱心に獲得しようとしているオランダ¹¹⁴⁾を牽制するために施行された法律である。いいかえるとイングランド政府は、この1651年の“最初の”航海条例でもってイングランド船舶に刺激を与え¹¹⁵⁾、かつイングランドの貿易の発展を阻害しているオランダのキャリング・トレード (Dutch Carrying Trade) に対抗しようとしたのである¹¹⁶⁾。

だが、この1651年の“最初の”航海条例は、いままで施行されていた貿易政策をまとめ、そしてより明確な規定を条文化した法律であって、完全な法律ではなかった。すなわちこの航海条例は、“最初の”という形容詞がつくほど完全なものではなく、航海条例の歴史のうち第1歩を印した法律である。その第1歩の根源的解釈をめぐるふた通りの説がある。すなわち、その根源をイングランド商人の利益に求める解釈と、イングランド国家の建設に求める解釈とである¹¹⁷⁾。だがどちらにしても、この1651年の“最初の”航海条例の目的は、イングランドのシーパワー (Sea Power) を強化させることに携わっていたのである。

113) Williamson, J. A., *The Beginning of an Imperial Policy*, in J. Holland Rose, A. P. Newton and E. A. Benians, eds., *The Cambridge History of British Empire*, Vol. 1, Cambridge, At the University Press, 1929, p. 216.

114) Grant, G. and Culver, H. B., *The Book of Old Ships and Something of their Evolution and Romance*, Martin Hopkinson Ltd., 1936, p. 115.

115) Rose, J. H., *National Security and Expansion*, in J. Holland Rose, A. P. Newton and E. A. Benians, eds., *The Cambridge History of the British Empire*, Vol. 1, Cambridge, At the University Press, 1929, p. 134.

116) cf. Parry, J. H., *op. cit.*, pp. 176-177.

117) Farnell, J. E. “The Navigation Act of 1651, the First Dutch War, and the London Merchant Community”, *The Economic History Review*, Second Series, Vol. 16, No. 3 (April 1964), p. 439.

この1651年の“最初の”航海条例を一般に“クロムウェルの航海条例”¹¹⁸⁾と称しているが、1651年当時クロムウェルは、スコットランドに遠征に行っており、この条例の原案および裁決になんら関与していなかったため、このように称せられるのは誤りである¹¹⁹⁾。

はじめてより体系的に明文化されたこの1651年の“最初の”航海条例の不備な点は、以下の4つである。

- ①海上での安全保障が明確に示されていないことが、
- ②王立海軍の強化が明確に示されていないことが、
- ③イングランド植民地での密輸する外国船舶の罰則条例が存在しなかったこと。
- ④外国商品の輸入関税率が明確に示されていないことが、

これらの不備な点は、当然イングランド政府にもわかっていたことであり、そこでイングランド政府は、この1651年の“最初の”航海条例をより厳格な法律にさせるために、1660年の航海条例を施行した。すなわちこの1660年の航海条例は、サー・ジョサイア・チャイルド (Sir Josiah Child, 1630-1699) も指摘しているように“海のマグナ・カルタ (Charta Maritima: Child, J., A New Discourse of Trade, The Fifth Edition, Robert and Andrew foulis, 1751, p. xxi)”と称せられるほど厳格な法律になったのである。

この1660年の航海条例の内容は、以下のとおりである。なおこの条例全文をあげることができないので、メリーイル・ジェンセン (Merril Jensen)

118) Lindsay, W. S., Vol. 2, *op. cit.*, p. 184.

119) 1651年の航海条例を“クロムウェルの航海条例”と称しているものがあるが、この称し方は誤りであり、“最初の”航海条例と称した方がよい。というのは、この1651年の航海条例がイングランド議会で提出されたのが1651年8月5日ホイットロック卿 (Lord Whitelocke) によってなされたからであり、またその当時クロムウェルは1650年7月から1651年8月までスコットランドに遠征しており、1651年9月12日までロンドンに帰っていないからである。・Andrews, C. M., *The Colonial Period of American History: England's Commercial and Colonial Policy*, Vol. 4, New Haven and London・Yale University Press, 1964, p. 36, n. 3. ・Gregg, P., *op. cit.*, p. 225.

氏が主内容だけを編纂したものを全文あげてみる¹²⁰⁾。

I. (1)神のすばらしい摂理と庇護のもとに、この王国の富、安全、力は、この国の船舶の増加と航海の奨励とに、非常に大きくかかわっている。

(2)すなわち、そのことを1660年12月1日以降、最も尊い国王陛下によって召集された現議会上院議員と下院議員とによって、つまり国王陛下の権限によって、規定せよ。それゆえその時から、どんな商品もどんな生産物でも、国王陛下に属していたり、また彼の領地である土地、島、農園、領土のどこかに、あるいはその後、アジア、アフリカ、アメリカにおいて、国王陛下、後継者、継承者に属したところやその所有地に、下記以外の船や大型船、あるいは船舶や大型船舶でも、輸入しても輸出してもいけない。ただし、正規のまた不正なしのイングランド、アイルランド、ウェールズ領、ベリカポンツウィード市の人びとだけに属している船舶や大型船舶を除いて、また前述の土地、島、農園、領土の、いわば経営者であり所有権を有しているような、また船長と少なくとも $\frac{3}{4}$ の船員がイングランド人であるような建造船舶と所有船舶とを除いてである。

(3)規定外の船あるいは大型船で、前述の場所から輸入したり輸出したりしたすべての商品と生産物の没収と損失との罰則について、つまりあらゆる大砲、戦争用品、タール、弾薬、衣服を搭載している船あるいは大型船の罰則について、その $\frac{1}{3}$ は国王陛下、後継者、継承者に。前述の船や商品がそこで押収された場合、その $\frac{1}{3}$ はそのような不履行が明らかになった土地、農園、島、領土の知事に。あるいはそれ以外の場合、その $\frac{1}{3}$ は国王陛下、後継者、継承者に。残りの $\frac{1}{3}$ は、どんな不出頭も、庇護も、免責宣誓も認められない訴状、告発状、告訴状、あるいはそれ以外の訴訟によって、ある登録裁判所で同じものを押収、告発、告訴する彼や彼らに没収される。

(4)国王陛下から、あるいは後継者や継承者から委任された海上での軍艦やそれ以外の船の全海軍大佐やそれ以外の司令官は、その結果、このことに反し法を犯した船舶や大型船舶のすべてを、拿捕船として没収したり持ち帰ることを、さらにそのことを海軍裁判所に伝え訴えることを、認められたりまた厳密に要求された。そして有罪判決の場合、その没収物の1部は、海軍大佐や司令官、全乗組員の使用物になった

120) Jensen, M., *American Colonial Documents to 1776*, in David C. Douglas, ed., *English Historical Documents*, Vol. 9, Oxford University Press, 1969, pp. 354–356.

・なおこの編著では、I(1)、II(1)、III(1)、XVIII(1)、XIX(1)という数字が記載されていなかったが、この本稿においては著者(川瀬)が便宜上付け加えた。

り、また拿捕船の場合には、海のルールと秩序とによって、彼らに分割され均等に分けられる。それ以外のものは、国王陛下、後継者、継承者の使用物になる。

Ⅱ、(1)次のことを規定せよ。すなわち、どんな外国人も、あるいはわれわれの主権者である国王、後継者、継承者に忠誠を誓ったところで生まれなかった人も、いいかえると1661年2月1日以降、帰化しなかった人も、あるいは自由な帰化外国人になっていなかった人も、前述の場所のあるところで商人や仲買人としての貿易や職業につくことはできない。

(2)領地内でのすべての商品と家財の没収と損失との罰則について、その $\frac{1}{3}$ は国王陛下、後継者、継承者に。またその $\frac{1}{3}$ は、そのような人が法を犯した農園の知事に。残りの $\frac{1}{3}$ は、そのような犯罪が掛かり合った農園内のある国王陛下裁判所で同じものを、告発し告許する彼や彼らに没収される。

(3)前述の土地、島、農園、領土のあらゆる知事は、また彼らのすべては、この宣言によって厳密に要求され命令された。その後、国王陛下、後継者、継承者によってそのような島、農園、領土のどこかで知事になったすべての人は、政府に入閣する前に、全力を尽すという重要な宣誓を行い、前述の条項すべてと、その中に含まれている問題と重要事項すべてとを、その真の意図と意味とにしたがって、きちょうめんにかつ誠実に遵守される。

(4)以前に国王陛下、後継者、継承者がなした告訴と証拠とについて、すなわち彼や彼らによって認められ、指摘されたような告訴と証拠とは、前述の知事のだれかが適宜に自分たちの義務を進んでわざとおこたっていたということと、そのように法を犯している前述の知事が政府から排除されるべきであるということである。

Ⅲ、(1)そして、次のことが前述権限によって、さらに規定された。アフリカ、アジア、アメリカで、いいかえるとそここの部分においても、栽培、生産、製造されたどんな商品も、またどんな生産物をも、すなわち普通の地図やはがきに記述あるいは記載されているどんな商品も、またどんな生産物をも、規定外の船や大型船、また船舶や大型船舶においても、イングランド、アイルランド、ウェールズ、ガンジーおよびジャージー島、ベリッカボンツウィード市に輸入してはいけない。ただし、真にかつ不正なしに、イングランド、アイルランド、ウェールズ自治領、ベリッカボンツウィード市の、すなわち国王陛下に属するアジア、アフリカ、アメリカの土地、島、農園、領土の人びとだけに属するような、経営者であり所有権を有しているような、また船長と少なくとも $\frac{3}{4}$ の船員がイングランド人であるような船や大型船、また船舶や大型船舶を除いてである。

(2)そのようなあらゆる商品と生産物の没収、およびあらゆる大砲、タークル、戦争用品、弾薬、衣服を搭載して輸入された船と大型船との没収に関する罰則について、その1部は、国王陛下、後継者、継承者に。それ以外の部分は、どんな不出頭

も、免責宣誓も認めない訴状、告発状、告訴状、あるいはそれ以外の訴訟によって、ある登録裁判所で同じものを押収、告発あるいは告訴する彼や彼らに没収される。

XVIII. (1)そして、次のことが前述の権限によって、さらに規定された。1661年4月1日以降、アメリカ、アジア、アフリカにあるイングランド農園で栽培、生産、製造されたどんな砂糖も、タバコも、生綿も、インジコも、ショウガも、ファスチックとそれ以外の染色材木も、上述のイングランド農園のあるところから、土地、島、領土、自治領、港のあるところへ、すなわちどんな場所へでも船積み、運搬、運送、輸送してはいけない。ただし、国王陛下、後継者、継承者に、すなわちイングランドとアイルランド王国、ウェールズ、海岸を有するベリッカポンツウィード市に属するイングランド農園以外のところへは別である。

(2)上述の商品、すなわちその十分な代価の没収、従ってあらゆる大砲、タークル、衣服、弾薬、戦争用品を搭載した船の没収の罰則について、その1部は国王陛下、後継者、継承者に。残りの部分は、どんな不出頭も、庇護も、免責宣誓をも認めない訴状、告訴状、告発状によって、ある登録裁判所で同じものを押収、告発、告訴する彼や彼らに没収される。

XIX. (1)そして、次のことを前述の権限によって、さらに規定せよ。1660年12月25日以降、イングランド、アイルランド、ウェールズ、ベリッカポンツウィード市から、アメリカ、アジア、アフリカにあるイングランド農園へ航海したあらゆる船と大型船とについて、前述の船が航海した港と場所の1等関税官に対して、十分な保証金が、1個の担保とともに与えられなければならない。すなわちたとえその船が100トン以下の船荷であったとしても、1,000ポンドの代価を、また100トン以上の船荷であったとしたならば、合計2,000ポンドの代価を1等関税官に与えられなければならない。前述の船あるいは大型船が、前述のイングランド農園のあるところで、前述の生産物のどれかを荷積みした場合は、その同じ生産物は、前述の船によって、イングランド、アイルランド、ウェールズのいくつかの港へ、あるいはベリッカポンツウィードの港や都市へもたらされなければならない。また同じ生産物を、そこへおろしたり陸揚げした場合は、海上だけの危険が取り除けられるであろう。

(2)それ以外の港や場所のどこかから、前述の農園のどこかへやって来るあらゆる船と、この条例によってその貿易を認めた人について、そのようなイングランド農園の知事は、前述の船あるいは大型船が、前述の生産物のどれかを船積みするのを許可する前に、前述の方法と代価とにおいて、それぞれの船あるいは大型船に対して、保証金を受け取らなければならない。そのような船あるいは大型船は、前述の船に積み込まれた前述の商品のすべてを、国王陛下のイングランド農園以外のあるところへ、あるいはイングランド、アイルランド、ウェールズ、ベリッカポンツウィード市へ運べるであろう。

(3)そのような保証金が前述の知事に与えられる前に、あるいは証明書が、イングランド、アイルランド、ウェールズ、ベリッカポントウィード市の1等関税官から作成される前に、前述の商品のどれかを、船積みあるいは積み込んだ船や大型船のすべては、あらゆる大砲、タークル、衣服、戦争用品を没収されるであろうし、また前述の方法において使用されたり、償わされるであろう。そして、前述の知事と彼らのすべては、1660年1月1日以降、毎年2回、彼によってそのように行われていた保証金のすべての正確なコピーを、ロンドンにいる1等関税官に送らなければならない。

この1660年の航海条例は、今までのイングランドの貿易政策、すなわちその具体的政策としての航海条例をヨリ組織的かつ体系的に明文化し強化した法律である。そこでこの1660年の航海条例を、チャイルドが“海のマグナ・カルタ”と称したことも納得できるであろう。

1651年の“最初の”航海条例が11条で構成されていたのに対し、この1660年の航海条例は、19条で構成されているのである。すなわち1660年の航海条例の内訳は、17条までが1651年の“最初の”航海条例の強化であり¹²¹⁾、そして18、19条が新たな条項¹²²⁾、いいかえると航海条例そのものをヨリ具体的に適用させようとした条項である。たとえばイングランド貿易に携わる船舶について、1651年の“最初の”航海条例では、ただ単にイングランド人でなければならないと規定していたのに対して、1660年の航海条例では、その第1条ではっきりと、船長がイングランド人であり、かつ少なくとも船員の $\frac{3}{4}$ もイングランド人でなければならないと規定したのである。ここでいう「イングランド人」というのは、イングランド、アイルランド、植民地での“国王の下臣”だけ¹²³⁾を意味しているのであって、当然そこにはスコットランド人は含まれていなく、明らかにスコットランド人は、イングランド人では

121) Andrews, C. M., *The Colonial Period of American History: England's Commercial and Colonial Policy*, Vol. 4, *op. cit.*, p. 271.

122) Harper, L. A., *op. cit.*, p. 53 and 57.

123) Andrews, C. M., *The Acts of Trade*, in Holland Rose, A. P. Newton and E. A. Benians, eds., *The Cambridge History of the British Empire*, Vol. 1, Cambridge, At the University Press, 1929, p. 271.

ないのである¹²⁴⁾。

1660年の航海条例がイングランドの貿易政策であるがゆえに、イングランドのみに貿易利潤が集中する政策になっており、イングランド以外の王国、すなわちスコットランドにとっては、なんら利益を得ることのない政策である。このことをもう少し具体的に考えると、この1660年の航海条例は、イングランドとその王の権威が認められている場所との、国内産業発展と貿易利潤増加のための政策である。したがってイングランド政府は、イングランドと貿易関係にあるウェールズおよびアイルランドはもちろんのこと、イングランドの存在自体をも左右するアジア、アフリカ、アメリカにあるイングランドの農園、植民地に対して、産業保護および貿易利潤を法的に保障しなければならなかった。いいかえるとイングランド政府は、この1660年の航海条例を、国家のすべての海外ビジネスを法的に保障する¹²⁵⁾国家の第1政策としなければならなかったのである。

このイングランド国家政策の第1政策に対して、同じ陸続きであるスコットランドは、完全に無視され、イングランドの貿易利潤計画から除外されていた。すなわちイングランドの貿易政策において、同一国王・チャールズ2世 (Charles II, 1660-1685) を有するのであるが、スコットランドは、良きパートナーではない外国としてみなされていたのである。

ではなぜスコットランドは、イングランドから、具体的にはその貿易政策から無視されたのであろうか。またなぜスコットランドは、イングランドから良きパートナーとしてみなしてもらえなかったのであろうか。

イングランド政府が施行したこの1660年の航海条例の中で、スコットランドは、なんら触れられていない。このなんら触れられていないということは、当然イングランドとその植民地との貿易からスコットランド船舶が規制を受け、締め出されるということを意味しているのである。

124) *Ibid.*, p. 271.

125) Gillespie, J. E., *The Influence of Oversea Expansion on England to 1700*, Octagon Books, 1974, p. 123.

もし1660年当時、スコットランドが食料を自給自足できるほど十分な経済力であり、また自国を守るだけの軍事を十分に保持していたならば、1660年の航海条例の内容がどのようなものであったとしても、スコットランドそれ自体は、それほど影響を受けなかったであろう。だが実際は、1649年にクロムウェルによって進攻されて以来、スコットランドは、経済面および軍事面においてイングランドよりもより劣勢にあり、イングランドになんらかの形で依存していかなければならない状態になっていたのである。このことは、スコットランドが1650年にクロムウェルによって征服され、強制的にイングランド中心のユニオンに併合された¹²⁶⁾ことから判明できるであろう。またクロムウェル率いる改革政府、すなわちイングランド政府によって施行された1651年の“最初の”航海条例が、オランダに打撃を加えることを目的としていたのにもかかわらず、その背後にスコットランドをかなり不利な立場に位置づけさせていた¹²⁷⁾ことから、当然のこととして判明できるであろう。

クロムウェルが死して1660年の王政復古 (the Restoration) 時になってスコットランドの状態は、依然として変わりはなかった。たとえば王政復古によりスコットランドは、再び独立国となったが、依然としてイングランド政府施行の航海条例を受ける立場にあったからである。いいかえるとスコットランドは、王政復古によりイングランドと共通の国王を有する独立国になるにはなったが、そこには依然としてイングランドから敵対国とみなされていたからである¹²⁸⁾。

126) Marrill, J., Introduction, in J. Morrill, ed., *Oliver Cromwell and the English Revolution*, Longman, 1990, p. 7.

127) もし1650年にユニオンに併合されたスコットランドが、イングランドと同等のポジションを認められていたならば、スコットランドは、1651年の“最初の”航海条例においてなにかの特典を得られていたであろう。だが実際は、この条例においてなんの特典も得られず、ただ単にスコットランドは、受け身のポジションに置かれていただけであった。

128) 1660年に独立国となったスコットランドは、1650年のユニオンの状態とは異なり、独立国となったがゆえに航海条例において一層厳しい状態に置かれたのである。このことは、翌年1661年にイングランド政府に対してスコットランドが行った抗議からも推察できるであろう。

イングランドよりも経済面および軍事面にヨリ劣勢な立場にあるスコットランドが、さらに1660年の航海条例を強制させられるということは、この航海条例そのものが、スコットランドの存亡自体をも決定づけているということの意味している。そこでスコットランド政府は、自国の存在自体をも懸念して、この1660年の航海条例に対して、イングランド政府に抗議したのである。

このスコットランド政府の抗議に対して、イングランド政府は、1660年の航海条例の一時的停止を1661年8月30日に決定し、その抗議内容を十分に調査するように関税委員会に命じた¹²⁹⁾。この調査結果として関税委員会は、1661年10月30日イングランドの関税収入擁護の立場から、「スコットランドに有益な航海条例の停止が、当然支払わなければならない外国関税から多くの商品を免除させていることによって、イングランドの関税を大いに害しているであろう」¹³⁰⁾と結論づけた。さらにイングランド関税委員会は、この停止がイングランド植民地とスコットランドとの間の貿易を規制できなくなったために、イングランドに莫大な関税損失をもたらしたり、またイングランド国民の偏見を増長させているとも結論づけた¹³¹⁾。

これらの調査結果だけではなんら法的^{ちから}力がないので、そこでイングランド政府は、これに法的^{ちから}力を持たせるために、すなわち政府諮問機関である特別委員会に対してこの調査結果の是非を問うたのである。その特別委員会も関税委員会の調査結果と同様、航海条例の停止がイングランドに不利益を与えているとして、この一時的停止に対して反対の決定を行った¹³²⁾。最終的にイングランド政府は、関税委員会の調査結果および特別委員会の決定をもとにして、1661年8月30日の航海条例の一時的停止を1661年11月22日に取り止め、今までどおり1660年の航海条例の適用をスコットランドに行ったので

129) Beer, G. L., *The Old Colonial System 1660-1754*, Vol. 1, Gloucester, Mass., Peter Smith, 1958, p. 86.

130) *Ibid.*, p. 86.

131) *Ibid.*, p. 86.

132) *Ibid.*, p. 87.

ある。

このイングランド政府の最終決定に対して、スコットランド議会は、イングランドの航海条例を模倣したスコットランド自身の航海条例を作成・可決した。すなわち1661年のスコットランド自身の航海条例とは、「もしスコットランド船舶が、イングランドおよびアイルランドとの貿易において同等の特典を認められていなかったならば、商品はスコットランド船舶においてのみ、あるいはその商品が製造・栽培されたその国の船舶においてのみスコットランド内に輸入されること、またそうでなく商品がイングランド船舶、あるいはアイルランド船舶で積載されている場合は、2倍の関税を支払わさせることを規定した」¹³³⁾ 法律であった。

だが、この1661年のスコットランド自身の航海条例は、軍事的背景がなくただ単にイングランドの航海条例に対抗するために可決された法律であったために、イングランド政府になんら影響を与えることができなかつたのである。いかえるとスコットランドは、自国の軍事力がイングランドよりも劣っていたために、イングランドの貿易政策を転換させることができなかつたのである。このことは、イングランド政府が再び貿易規制を強化した1663年の航海条例をみれば、すぐに納得できるであろう。

ここに、1660年の航海条例の主内容と同様、メリーイル・ジェンセン氏が編纂を行った1663年の航海条例の主内容を全文あげてみる¹³⁴⁾。

V. (1)海を越えて、このイングランド王国の国民によって居住、そして植民された国王陛下の農園に関して、農園間の調和と友情とをより大きく持続するためには、農園をイングランドにより強く依存させるように維持することである。農園内でイングランド船舶と船員とをより一層増加させたり、またイングランド毛織物とそれ以外の

133) Lodge, R., *The History of England, from the Restoration to the Death of William III. 1660-1702*, in William Hunt and Reginald L. Poole, eds., *The Political History of England*, Vol. 8, Longmans, Green, and Co., 1910, p. 43.

134) Jensen, M., Vol. 9, *op. cit.*, pp. 356-358.

・なおこの編著でも前出の注120)と同様、Vの(1)、VIの(1)、VIIの(1)、VIIIの(1)という数字が記載されていなかったため、便宜上著者(川瀬)が付け加えた。

製造品と生産物とをより一層販売させることにより、イングランドになお一層の利益と有益さとが上がるようにすることである。航海を同じようなより安全でかつ安価なものにすることである。さらに、農園の供給のためにこの王国を、これらの農園の生産物だけではなくて、それ以外の国や場所での生産物のステープルにすることである。そしてイングランドは、自分自身のために農園貿易を維持する他の国々にの慣用法となっている。

VI. (1)次のことを規定せよ。つまり最終的に次のことが規定される。1664年3月25日以降、ヨーロッパで栽培、生産、製造されたどんな商品も、国王陛下に属し、あるいはその後、アジア、アフリカ、アメリカ（タンギアだけを除外）における国王陛下、後継者、継承者の所有物になった土地、島、農園、植民地、領土、場所に輸入すべきではない。ただし誠実にかつ不正なしに、イングランド、ウェールズ、ベリッカポンツウィード市において、またイングランド建造船において、荷積みまた船積みしたものを除いてである。そのイングランド建造船の船長および少なくとも船員の $\frac{1}{4}$ がイングランド人であり、そしてそのイングランド建造船は、それ以来、前述の土地、島、農園、植民地、領土、場所へ、それ以外のどんな場所からでも、またあるいは多くのどんな場所からでさえも、直接に運搬できるであろう。それにもかかわらず反対に、このようなことは、どんな法律にも、制定法にも、すなわち慣用法にもなっていない。

(2)陸路あるいは水路によって、農園以外のどんな場所からでも、農園内のあるところに輸入されたようなヨーロッパで栽培、生産、製造された生産物のすべての損失の罰則について、たとえば水路によって、生産物を輸入したあらゆる大砲、タークル、戦争用品、弾薬、衣服を搭載した船と大型船との罰則について、その $\frac{1}{3}$ は国王陛下、後継者、継承者に。またその $\frac{1}{3}$ は、そのような商品が、たとえ上述の船、大型船であっても、輸入された土地、島、農園、植民地、場所の知事に、すなわち商品がそこで押収され、告発、告訴した知事に。さもなければその $\frac{1}{3}$ は、従って国王陛下、後継者、継承者に。そして残りの $\frac{1}{3}$ は、犯罪が行われた前述の土地、島、植民地、農園、領土、場所の国王陛下裁判所のあるところで、あるいはどんな不出頭も、庇護も、免責宣誓も認めない訴状、告発状、告訴状、あるいはそれ以外の訴訟によって、イングランドのある登録裁判所で、同じものを押収、告発、告訴する彼や彼らに没収される。

VII. (1)次のことを常に規定せよ。つまり前述の権限によって最終的に、次のことを規定せよ。ヨーロッパのどのところにおいても、ニューイングランドとニューファンランドとの漁師の塩を降ろしたり、また運送したりすることができるという上述の条項におけるような船舶に対して、船積みおよび荷積みすることが、またそのように航海されることが法律化されなければならない。マディラ島で産出されたワインの船

積みおよび荷積みすることが、アゾレス島で産出されたワインのヘブリデス島での船積みおよび荷積みすることが、スコットランドあるいはアイルランドにおける奴隷と馬との船積みおよび取り扱いが、スコットランドで栽培あるいは生産されたあらゆる種類の食料のアイルランドでの船積みおよび荷積みすることが、そして上述の土地、島、農園、植民地、領土、場所のどんなところへでも輸送する同じようなことが法律化されなければならない。それにもかかわらず反対に、どのようにしても上述の条項のなにもかもが法律化されなければならない。

Ⅷ. (1)不正手段のより良い防止策について、次のことを規定せよ。つまり最終的に次のことが規定される。1664年3月25日以降、陸路によってどんな商品もあるいはどんな生産物でさえも、上述の土地、島、農園、植民地、領土、場所のあるところに輸入しているすべての人、あるいは人びとは、そのような土地、島、農園、植民地、領土、場所の知事に対して、交付を受けなければならない。すなわち輸入後24時間以内に、船長と船員の姓と名、すべての商品と生産物の正の目録と明細とを、知事によって権限を与えられかつ任命された人や将校に対して交付を受けなければならない。

(2)そのような土地、島、農園、植民地、領土、場所のどこかにやって来たどんな船もあるいは大型船でも、次のことが行われるまで、どんな商品あるいはどんな生産物でさえも、荷積みあるいは荷おろしをしてはいけない。すなわち、そのような船あるいは大型船の船長あるいは司令官が、まずはじめにそのような土地、島、農園、植民地、領土、場所の知事に対して、あるいは知事によって権限を与えられかつ任命されたそれ以外の人や将校に対して、前述の船あるいは大型船の船名と到着とを、またその船長と司令官の姓と名とを知らせるまで。また上述のようにその船舶がイングランド建造船であり、またその船舶の証明書を得られるように履行されているということを、またその船舶が本当にイングランド、ウェールズ、ベリッカボンツウィード市に属する船あるいは大型船であり、イングランド人の船長および少なくとも $\frac{1}{4}$ のイングランド人の船員でもって航海されていることを知事に示すまで。上述の商品が上述の船あるいは大型船において、荷積みあるいは取り扱われたところや場所とともに、船積みの本物でかつ完全な目録や送り状を、知事やそれ以外の人や役人に交付されるまで……。

スコットランド政府は、1660年のイングランドの航海条例に抗議し、そして1661年にスコットランド自身の航海条例を施行させることによって、このイングランドの航海条例を改正させようとした。だが、この1663年のイングランドの航海条例からもわかるように、スコットランド政府の努力は、功を奏さなかったのである。このことは、スコットランド自身の軍事力がイング

ランドと比べて劣っていたことにほかならないのである。

いいかえると、軍事的に優位に立っていたがゆえにイングランドは、航海条例においてスコットランドを無視、あるいは圧制下に置くことができたのである。

イングランド政府がスコットランドをこのような状況下に置いた背景には、当然イングランド貿易商人にとってこのスコットランドが魅力のない国であったからにほかならないのである。ただし、スコットランドの召使、馬、食料品は例外であった¹³⁵⁾。というのは、以下の軍事的側面と経済的側面とによる2つの理由がイングランドに存在していたからである。すなわち軍事的側面において、これらの召使、馬、食料品は軍事的に必要不可欠な要因であったからである。特に馬に関しては、その優秀さがすでに1642年のエッジヒルの戦いで認められていたのである。このことは、1642年のエッジヒルの戦い後、スコットランドの騎馬隊に対抗するためにクロムウェルが私財を投じてアイアン・サイドおよびニュー・モデル・アーミーを創設したことからわかるであろう。また経済的側面においても、これらの召使、馬、食料品は経済を安定させる上で必要不可欠な要因であったからである。特に1660年代のイングランド海外農園および植民地において、そこでの労働力および運搬のためにこれらの召使、馬、食料品の需要が高まっていたのである。これら2つの理由のうち、後者の経済的側面の方が最大理由である。

イングランドの貿易商人にとって、スコットランドそれ自体はなんら魅力のない国であったが、しかしそのスコットランドでの召使、馬、食料品に関しては事情が違った。というのは、イングランド貿易商人はこの1663年の航海条例によって、スコットランドの召使、馬、食料品をスコットランドから直接イングランドの農園、植民地に輸送することが可能となり、多大な利益が獲得できるようになったからである。これに反して、スコットランドの貿易商人の方は、イングランド政府施行のこの1663年の航海条例によってなん

135) Andrews, C. M., *The Cambridge History of the British Empire*, Vol. 1, *op. cit.*, pp. 274-275.

ら利益を得ることなく、むしろ貿易を阻害されていることにより、多大な被害を受けていたのである。

このように同じブリテン島内のスコットランドだけが、なぜ不利益をこうむらなければならなかったのであろうか。それは、スコットランドがイングランドから外国、すなわち軍事的かつ経済的な競争相手国としてみなされていたからにはかならないのである¹³⁶⁾。いいかえると、スコットランドは1660年から1707年まで航海条例にかかわる限り、競争相手国としてみなされていたのである。

1707年の合併までスコットランドが常に良きパートナーではなく、また自国の存在をも脅かす最大敵国の1つであったがゆえに、イングランドは、どうしてもスコットランドの軍事的かつ経済的発展を阻止しなければならなかった。その具体的政策が、オランダに大打撃を与えることを大目的としていた一連の航海条例であり、結果的にはそれらの一連の航海条例によって、スコットランドと経済的大動脈である植民地との貿易にブレーキをかけたのである。

V. おわりに

17世紀後半イングランド政府は、自国の富を増加させるために重商主義政策の帰結である旧植民地制度を強化しなければならなかった。そこでこの目的を確実に達成させるためにイングランド政府は、一連の貿易政策を整理することによって、いいかえると航海条例を施行することによって、オランダのキャリン・トレードを阻止し、自国の産業、農園、植民地を保護しなければならなかったのである。

だが、この一連の航海条例は、スコットランドに多大な損失をもたらした。というのは、スコットランドがイングランドに対して軍事的かつ経済的な競争相手国となるとみなされたからである。同じブリテン島内にあるイン

136) Harper, L. A., *op. cit.*, p. 284.

グランドがこのような考え方をしたのは、納得のできることである。たとえば、もしスコットランドがイングランドに対し反旗を翻し、徹底的に軍事的かつ経済的に抗戦してきたならば、イングランドの存在そのものが足もとから崩れることになるからである。

このような損失に対してスコットランドは、1661年にスコットランド自身の航海条例を施行させることによって、なにがしかの解決策を見いだそうとした。だが、スコットランドは、自国の軍事力および経済力が劣っていたために、イングランドになんら政策変更を求めることができなかった。そこでスコットランドは、自国の存続のために、当然イングランドの航海条例をある程度無視して、密輸を行わなければならなかったのである。要するに、スコットランドは、自国の議会がイングランドの議会と合併する1660年から1707年までの間、イングランドから競争相手国とみなされ、軍事的にも経済的にも非常に厳しい状況下に置かれていたのである。